

第四十三回 参議院社会労働委員会會議録第九号

昭和三十八年三月十二日(火曜日)

午前十時二十五分開会

委員の異動

三月七日

柳岡 秋夫君

三月十二日

野上 元君

小平 芳平君

柳岡 秋夫君

中尾 辰義君

出席者は左の通り。

委員長

理事

委員

紅露 みつ君

佐藤 芳男君

丸茂 重貞君

山本 杉君

横山 フク君

藤原 道子君

柳岡 秋夫君

小平 芳平君

中尾 辰義君

林 塩君

村尾 重雄君

西村 英一君

熊崎 正夫君

厚生大臣

政府委員

厚生大臣官房長

熊崎 正夫君

厚生省医 務局長 尾崎 嘉蔵君

厚生省医 務局長 牛丸 義留君

厚生省社会局長 大山 正君

事務局長 増本 甲吉君

常任委員 会専門員

参考人

日本赤十字 社衛生部長 大島 宗二君

日本赤十字 社衛生部長 井上益太郎君

日本赤十字 社衛生部長 佐藤 信一君

日本赤十字 社衛生部長 佐藤 信一君

日本赤十字 社衛生部長 佐藤 信一君

日本赤十字 社衛生部長 佐藤 信一君

日本赤十字 社衛生部長 佐藤 信一君

日本赤十字 社衛生部長 佐藤 信一君

日本赤十字 社衛生部長 佐藤 信一君

日本赤十字 社衛生部長 佐藤 信一君

日本赤十字 社衛生部長 佐藤 信一君

日本赤十字 社衛生部長 佐藤 信一君

日本赤十字 社衛生部長 佐藤 信一君

日本赤十字 社衛生部長 佐藤 信一君

日本赤十字 社衛生部長 佐藤 信一君

日本赤十字 社衛生部長 佐藤 信一君

日本赤十字 社衛生部長 佐藤 信一君

日本赤十字 社衛生部長 佐藤 信一君

日本赤十字 社衛生部長 佐藤 信一君

日本赤十字 社衛生部長 佐藤 信一君

日本赤十字 社衛生部長 佐藤 信一君

日本赤十字 社衛生部長 佐藤 信一君

日本赤十字 社衛生部長 佐藤 信一君

日本赤十字 社衛生部長 佐藤 信一君

日本赤十字 社衛生部長 佐藤 信一君

日本赤十字 社衛生部長 佐藤 信一君

日本赤十字 社衛生部長 佐藤 信一君

日本赤十字 社衛生部長 佐藤 信一君

日本赤十字 社衛生部長 佐藤 信一君

日本赤十字 社衛生部長 佐藤 信一君

日本赤十字 社衛生部長 佐藤 信一君

日本赤十字 社衛生部長 佐藤 信一君

日本赤十字 社衛生部長 佐藤 信一君

日本赤十字社の運営に関する件調査のため、日本赤十字社衛生部長大島宗二君、同じく外務部長井上益太郎君、及び同じく報道室長佐藤信一君を参考人として決定し、その御出席を要求いたしました。御出席を要しますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(加瀬完君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(加瀬完君) 次に、老人福祉法案及び麻薬取締法等の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

まず、提案理由の説明を求めます。

西村厚生大臣。

○国務大臣(西村英一君) ただいま議題となりました老人福祉法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

最近におけるわが国の老人の生活の実態を考察いたしますと、高齢人口の著しい増加の傾向、私的扶養の減退、老人を取り巻く環境の急激な変動等によりまして、その生活はきわめて不安定なものとなっており、一般国民の老後の生活に対する関心もまた著しく高まっております。政府としては、この重要な現状であります。政府としては、この重要な現状であります。政府としては、この重要な現状であります。

第一は、健康調査の実施であります。老人には一般に健康をそこなっているものが少なくないので、六十五才以上の老人に對しまして健康調査を実施することといたしました。

第二は、老人ホームへの収容等の措置であります。現在生活保護の対象となる老人のうち、居宅において生活することの困難なものにつきましては、主としてその最低生活を保障するという観点から、養老施設への収容が行なわれるのでありますが、この法律案におきましては、老人福祉の観点から、身体上、精神上の障害、あるいは家庭内の事情等により、自宅で生活することが困難な状態にある老人につきまして、その状態に応じ、養老老人ホームまたは特別養護老人ホームに収容いたすことといたしました。また、老人ホームへの収容の措置と並んで、老人を適当な家庭に預けて養護する制度も設けることといたしました。

第三は、老人福祉のための各種の施設に関する規定であります。この法律案では、老人福祉施設として、措置を受けた老人を収容するための養老老人ホーム及び特別養護老人ホームのほか、無料または低額な料金で一般老人の利用に供するための軽費老人ホーム及び地域老人を対象とする総合施設としての老人福祉センターを設けることといたしました。なお、現在あります生活保護法による養老施設は、この法律の施行に伴いまして、養老老人ホームに切りかえることといたしました。

第四に、以上申し上げましたもの以外のおもな施策について申し上げます。と、国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老

人に対し、みずからの生活の向上に努める意欲を促すため「老人の日」を設けること、日常生活を営むのに支障がある老人の世話を老人家庭奉仕員に行なわせること、老人クラブその他老人福祉増進のための事業を行なう者に対し援助を行なうこと等の規定を置くこととしております。

最後に、以上あげました施策に要する費用につきましては、都道府県または市町村が支弁することとし、これに對して、国は費用の性質に応じ、その十分の八ないし三分の一を負担し、またはその一部を補助することができるとしてあります。

以上、この法律案の提案理由を御説明申し上げたのでありますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

次に、ただいま議題となりました麻薬取締法等の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における麻薬犯罪の悪質化及び麻薬中毒者の増加が保健衛生上及び治安上重大な問題を提起している現状にかんがみ、麻薬の取り締まり及び罰則を強化するとともに、麻薬中毒者に対する入院措置を講ずる等、麻薬対策を強力に推進するため、麻薬取締法等の一部を改正し、あわせて、大麻取締法及びあへん法の一部を改正するものであります。

まず第一に、麻薬取締法の一部改正について御説明申し上げます。

改正の第一点は、麻薬の取り扱い及び監督の強化に関するものであります。

す。すなわち、麻薬取扱者の免許の相対的欠格事由を拡大して、覚せい剤中毒者等には免許を与えないことができるとすること、麻薬取締員の定数について、現在の百名以内を百二十名以内に増員すること、及び国または都道府県の機関は、厚生大臣の交付する犯罪鑑識用標準麻薬を所持し、使用することができるとすること等であります。

改正の第二点は、麻薬、大麻またはあへんの慢性中毒者の入院措置に関する規定を設けることとあります。麻薬中毒者等の入院措置といたしまして、現在、自傷他害のおそれのある者については、精神衛生法によって精神障害者に準ずる措置がとれることになっておりますが、麻薬中毒者対策としましては、この措置のみによることは必ずしも十分と申せない実情にありますので、新たに麻薬取締法自体において、麻薬中毒者等の通報、診察、入院、入院中の措置、退院等について、実態に即した規定を設けようとするものであります。なお、麻薬中毒者等の入院措置は、麻薬中毒者等の身体拘束を伴うものでありますので、人権保護の見地から、入院期間が三十日をこえる措置をとる場合には、麻薬中毒審査会の審査に基づいてこれを行なうこととし、また、入院期間は六月をこえることができないこととする等の規定を設けております。

改正の第三点は、麻薬犯罪に対する罰則を強化することとあります。すなわち、現行麻薬取締法違反の罪に対する最高刑である「一年以上十年以下の懲役及び五十万円以下の罰金」を「無期又は三年以上の懲役及び五百万円以下

の罰金」に改めるほか、以下それぞれの違反行為の段階に応じ、罰則を強化するとともに「麻薬の密輸出入及び密造」については、その予備を罰し、また「麻薬の密輸出入及び密造に要する資金、建物等の提供」及び「不正取引の周旋」は独立罪として罰することとしようとするものであります。

次に、大麻取締法及びあへん法の一部改正についてであります。これらの法律におきましても、麻薬取締法の罰則の強化に伴ない、それぞれの違反行為の段階に応じ、罰則の強化をはかるようとするものであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及び改正の主要点であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(加瀬完君) 右法案に対する質疑は次回以降といたしたいと存じますが、御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(加瀬完君) 次に、社会保障制度に関する調査を議題といたします。日本赤十字社の運営に関する件について調査を進めます。

なお、本調査のため、日本赤十字社衛生部長大島宗二君、同じく外事部長井上益太郎君及び同報道室長佐藤信一君を参考人として決定し、御出席をお願いいたします。

質疑の通告がございますので、これを許します。藤原道子君。

○藤原道子君 日赤の問題につきまして、あまりにも問題が山積しているようにございまして、私は、時間の関係もございますので、ただ一点にし

ばってお伺いしてみたいと思います。最近、日赤では、日米合同委員会、アメリカから、南ベトナムに対する日本としての非軍事的な援助、たとえば医療その他の援助をやってくれと要求され、日本政府は、医療援助が可能なかどうか検討すると外務大臣が答えておられます。これに対して、今の情勢のもとで南ベトナムへの医療班の派遣ということは軍事協力であると思いがちですが、この点に對しましてはどういうふうにお考えになっておりますか。

○國務大臣(西村英一君) 今、藤原先生からお尋ねの、日赤の看護婦の方をベトナムへ派遣するというふうなお話の御質問でございますが、実は、衆議院のやはり社会労働委員会、数日前に西村閣下一議員から私に對して質問がありましてございまして、もちろん東南アジア等におきまして、従来も、平和利用のためであれば、国際親善のためにはお医者さんを派遣し、あるいは看護婦を派遣すると、最も親善の方法になるであろうという考えはいたしておいたけれども、最近、日米合同委員会で論ぜられたとかいう話につきましては、厚生大臣は何ら公式に聞いておらない。実は、質問があるからというので、ちょっと尋ねたら、外務省から、そんな話が出たという電話でちよつと話が合ったというぐらいいで、何ら公式な話も受けておられない、したがって、もう少し話ができればいいまして、もう少し話ができれば何とも御返事を申しかねるというところを私は申し上げたことがあるわけでございます。したがって、それから数週間たちましたきょうも、私としましては、何ら公式の話も受けておりませんし、また、どういふ話が行なわれた

のか、私の省の人も、おそらくそんな話が出たようだというだけを知っておるだけでありまして、それが現在の実情でございますから、ただいまの御質問に對しては、今その程度しか私としては申し上げられないのでございます。

○藤原道子君 大臣は知らないとおっしゃるのですが、日赤の外事部長は、ある新聞社の記者に、政府からの要請があれば派遣をするとはっきり言っているらしいと聞きます。それから、また、総評や医労協が交渉したときにも、日赤が出て、まあこれが一番不安なんです、日赤が出て行くとすれば、日赤の旗も使えず、赤十字としての行動もできない、政府に對する要員提供だ、こういうことを言っているらしい。そうすると、日赤の旗のもとでなければ生命の保障もないことになる、そういうことをしてまで要員提供という名のもとに派遣をされるお考えであるか、日赤本来の使命というものは、戦時中に生まれたのだから、戦争で生きのどなどと言っている人もある。これは一体どういふふうな解釈したらいいのか、これは大臣は知らぬとおっしゃるけれども、日赤の方からお答えをお願いしたい。

○参考人(井上益太郎君) 私、外事部長の井上でございます。南ベトナムに医療班を派遣するという話は実は聞いておりません。そういううわさがありましたけれども、それについては、何ら計画もありません。

○藤原道子君 あなたが外事部長なんですか、全然知らないとはっきり言えるわけですか。

○参考人(井上益太郎君) はっきり言えます。

○藤原道子君 まことに不思議なことでございますが、服部人事部長とか大島衛生部長はそういう話は聞いていないと言っている。ところが、あなたはその通りを言っている。聞いていない。そこで、今ここで聞けば知らない、ほんとうに御存じないんですか。

○参考人(井上益太郎君) それは何か陳情に来たときもそういう話が出たのです。私はそういうことは聞いていないというのをその陳情者の人にお話したわけです。

○藤原道子君 それはあなたが知らないとおっしゃれば、これは今後の問題に残しますが、はっきり知らないというところが断言できるわけですか。

○参考人(井上益太郎君) そうです。

○藤原道子君 わかりました。それではこの問題は後に譲ることにします。

ところが、最近、自衛隊との合同訓練が盛んに行なわれている。三十六年の四月以来、台風などの災害時における救護訓練の名目で、自衛隊との合同演習が行なわれている。これは四月、五月、六月、七月、八月と、県別もわかつておりますが、ずっとやっていらつしやる。それから北海道でも、演習のときにはアメリカの赤十字極東本部も出ておる、自衛隊も出ておる、警察、消防、水防団などと、それに北海道、東北六県の日赤の救護班が三千六百名くらいで訓練なすつたのです。そのときの情勢などは、特に北海道の場合等は、仮想患者も、大出血であるとか、あるいは熱症であるとかいうような、戦場負傷を想定して、実戦さな

がらのものであったということが報じられ、赤十字家庭新聞で、赤十字家庭新聞の二百四十三号に載せられて、水防訓練等ならこれは別でございませう、これが熱症であるとか切り傷であるとか大出血を想定して訓練しなすつしやる。災害に対する日赤の訓練だということを言っている。赤十字の訓練だとか自衛隊というふうなものと一緒にやっていると、私たちは非常に危険を感じるのをごさいます。これはどういふことでやっておいでになりますか。

○参考人(井上益太郎君) 赤十字が自衛隊と協力するのは、これはあたりまえのことだと思ひます。

○藤原道子君 あたりまえ……。

○参考人(井上益太郎君) あたりまえ。日本はジュネーヴ条約に加入しております。ジュネーヴ条約は内乱にも適用があります。戦時にも適用があります。ですから、そういうことをやるに於いて演習をするというのは、私はあたりまえだと思ひます。

○藤原道子君 それなら伺ひますが、最近、家族を含めてのいろいろな再調査をなされているのです。看護婦さんたちの、家族を含めて、家族の身分調査ですか、こういうものの調査が盛んに行なわれている。再登録がされておるといふことになる、日本の憲法では自衛隊の海外派遣はできないはずなんです。そういうときにこういう訓練をなすつて、そしていろいろと家族の状況まで調査してらつしやる。それで再登録をしてらつしやるというところは、海外派遣を想定され、戦争が起った場合を想定されて、最近急にそ

ういふことをしてらつしやるのでしようか。この点をお伺ひしたい。

○参考人(井上益太郎君) 赤十字は、軍隊が出ないでも赤十字の医療班が戦場に出ることはあります。これはジュネーヴ条約の規定によります。

○藤原道子君 ジュネーヴ条約の協約によつて、日本赤十字の使命からいけば行くことがあり得るとおっしゃる。ところが、最近しきりに南ベトナム説が出ています。だから私は心配する。南ベトナムに行く場合は、日本赤十字の使命として行くわけではないでしょうか。もし、かりにあなたは知らぬとおっしゃるが、ほんとうは要請されていることは事実です。そういううわさがあるとき、こういう訓練が盛んに行なわれているところ、私には不安を感じるのである。

○参考人(井上益太郎君) 南ベトナムに医療班を派遣するという話は、公式には何も聞いておりませんし、そういう計画もありません。それから、中立国の赤十字社として活動をするというものは、これは世界各国でやっているのをごさいます。ですから、日本赤十字も、当然赤十字法第一条によつて、日本赤十字社はジュネーヴ条約に関する仕事をすることになります。

ジュネーヴ条約にはそういう場合を予想した規定がございします。ですから、もちろんそのときにはあらゆる保障をやり、赤十字国際委員会の手で管理されて行くわけでありませう。紛争当事国の了解も得ますけれども、今南ベトナムについてそういう問題が提起されているわけではありませう。

○藤原道子君 もっとも、あなたは、あらゆるところで、日赤は戦争の中で生きたんだから、戦争の中で大きくなった、今後も戦争の中で生きていくのだと、これは岡山で開いた職員講習会であつた佐藤報道室長が言われておるのです。日赤は戦争の中で生まれ、戦争の中で大きくなった。今後戦争の中で生きていく、自衛隊が出動するときは、日赤は必ず出なければならぬ、こういうふうな言ひがらつしやる。そこで伺ひたいのをごさいます。今後戦争の中で生きていくという精神でもしあなたがおいでになるとすれば、非常に危険だと思ひます。

それからもう一つは、自衛隊は国内治安を守るためにあるわけなんです。ところが、最近の日赤のやり方は、非常に行き過ぎの点が私たちにあると思ひます。で、あなたのお考えは岡山で述べられたとおりのお考えで日赤の運営をしてらつしやるのか、どうなんですか。

○参考人(井上益太郎君) 日本赤十字が戦争の中で生きたことは事実であります。日本赤十字は、西南の役の、あの戦争の中で生きたのです。そして戦争——これには内戦と外戦とありますが、将来赤十字として戦争を希望していることではありません。赤十字は戦争に最も反対するものであり、戦争とその勝利をにくむものであります。しかしながら、いよいよ戦争が起つた場合に、傷病者を救護するとかいうことは赤十字の使命であると思ひます。今後赤十字はそれによつて発展すると、そういうことを言つたことはありませう。

○藤原道子君 都合の悪いことは言つたことがないとおっしゃるのですが、もし言つていたらどうなるか。

○参考人(井上益太郎君) 私の考えは、赤十字というものは政治問題に干渉しないかぬといふこと、これを原則としております。中立の原則です。そうして赤十字がやるには、赤十字の原則というものがあつて、それにやるとするわけなんです。将来戦争があることを希望するとか、そういうときに、出て行くことのために準備する、それを今盛んにやっています。そういうことはいいわけでありませう。しかし、戦争にも自衛隊が活動する、それは国内でしよう、そういう場合に負傷者が出てくるというふうな場合には、これはやらなくちゃならない。これは赤十字の使命であります。

○藤原道子君 私がきよう伺ひたいのは、赤十字の使命とか本来のものを言つておるのじやなくて、私が一番心配しておるの、赤十字の本来の使命以外には断じてお使ひになりませうね。それがきよう聞きたいのです。要するに、日米合同委員会では、非常にいつも日米が一方的に負けておるのです。押されておるのです。そこへ持つてきて、アメリカからの要請があることは事実なんです。これは事実なんです。そういう場合にも、赤十字本来の使命を考へて、今度もしかりに南ベトナムへ派遣なさるとすれば、これは明らかに国際紛争に介入するわけなんです。政治的に動いてはならない赤十字の使命があるわけなんです。ところが、今のベトナムの問題は、これは南北ベトナムの紛争といふことに表面はなつてい

る。しかし、これはアメリカ勢力と一方の勢力との争いであることは事実です。国外の紛争に、もしアメリカにど

んなに要求されたとしても、赤十字は本来の使命によって、断じて派遣はいけませんね。

○参考人(井上益太郎君) 今非常に仮設の問題を言っておられると思うのです。日米安保条約ですか、そういうことは政治問題で、赤十字はこれは関知しないのでございます。また、関知してはいけないのでございます。それから、国際紛争のときに介入すること、これはジュネーブ第一條約第二十七條によつて、紛争の介入にならないのでございます。中立国の赤十字社が、国際紛争によつてジュネーブ条約によつて参加する、軍隊がいなくてもいいんですよ。そういうことはたくさんあるわけですよ、中立国なんですから。しかし、その介入は、国際紛争に対する介入とはみなされない、これが第一條約第二十七條の規定でございます。

○藤原道子君 国際条約でお出しになるのは、これは介入にならないでしよう。一方のアメリカからの要請で出る場合でも、赤十字の精神にはもたないのですか。

○参考人(井上益太郎君) その動機がどういふことになるのか、それは私のほうは関知しないのでございます。戦争というのは、政治的動機からいろいろ起こるかもしれません。私のほうは、起こってしまったあとで犠牲者が出る、そういうときに国際的な要請がある、中立国からも医療班を出してくれ、そこからわれわれのほうの仕事が始まる、その戦争がどうやって起こったのかというようなことは、赤十字が関知しない問題であります。

条約によつて出るのは紛争の介入にならない、これはわかる。ところが、今度日米安保条約によつて、アメリカからの要請によつて出るといふことは、これは仮定とおっしゃるけれども、そこで逃げられちゃ困るのですから、アメリカから要請があることは事実なんです。あなたは知らないとおっしゃるでも、そういう場合には、これは一方の国——中立国も出ますよ、国際条約からの要請なら。ところが、そうでなくて、アメリカからの要請の場合は、これはどういふことになるのですか。

それはもう一つ。そのときに、これは赤十字の方が、もしそういう場合がありとすれば、日赤の旗も立てられないし、日赤本来の活動もできないのだということを言つておっしゃるの、これはどういふわけか。

○参考人(井上益太郎君) 二つのことをおっしゃつたわけですね。南ベトナムに医療班を派遣しようというアメリカからの要請があるのだ、それによつて日赤は派遣するとか派遣しないとか、私は、日赤は、少なくとも南ベトナムに今のところ派遣する考えはないし、それから、そういう要請をアメリカ赤十字からもアメリカ政府からも受けてゐるわけじゃありません。

○藤原道子君 ちよつと私伺いたいのですけれども、ここは委員会だけれども、国を愛い、いろいろ今後のことを考えるからお互いに質疑応答してゐるのです。だから、何も言ひのがれする必要もなければ、ごまかす必要もない。そういう意味でお答え願ひたい。私は、アメリカから要請があつたかどうか、あなたは知らないし、今考えて

ていない、こうおっしゃる。ところが、われわれの調査によると、はつきりアメリカの要請があることは事実です。そういう場合に、これはジュネーブ条約によつてでなくて、別個な問題だと思ふ。アメリカ側からの要請、一つの国からの要請というふうな場合に、中立という立場はどうなるのか。

赤十字本来の使命というものはどうなるのか、これを伺つてゐる。もうそういうことがあるからこそ、もしこういう事態のもとで日赤が出て行くとすれば、日赤の旗も使えない、赤十字としての行動もできない、政府の要員提供だ、こういうことを言つておっしゃる、赤十字で交渉に行つた人が。そういう場合には、これはジュネーブ精神とは違つてくるのじゃないかということをお聞きしたい。

○参考人(井上益太郎君) つまり医療班の派遣には二種類あるわけですね。つまりジュネーブ条約によつて出動するといふ場合のほかに、政府が医療班を派遣したい、要員がないから要員を提供してくれと、今までほかの南アジアに出したのは、そういう意味で出しているのです。ですから、赤十字は、政府に補助をしなければならぬこれは義務があるわけなんです、これは赤十字承認条件というのがあります、それをやらなければ赤十字社ではできないのです。赤十字の承認条件第三條の、「軍力を保持しない国においては志願的救護機関として、又、文民のための活動を行なう公的機関の補助機関として正式に認められておらなければならぬ。」ですから、政府の要求があれば、可能な限り政府に援助をするということになっているわけなんです。

すから、私が、赤十字の旗も使えない、赤十字も使えないといふことを言つたのは、それはジュネーブ条約による出動じゃないと、それは単に政府に要員を提供する補助のことで、違法ではないんです。違法ではないばかりでなく、必要があればそういうことをやしなければならない義務があるわけなんです。だから、今そのことが南ベトナムについて起こつてゐるわけじゃないですか。また、今仮説の問題でいいますから、私、別に言ひのがれなにか決してしてゐるわけじゃないので、もしベトナムに派遣するといふことになれば、それはどこからの要請であつても、結局これは国際委員会の承認を得ることが必要ですよ。そして相手国の赤十字社の承認も得るし、その要請に基づいてやらなくちゃいけないので、相手国の赤十字社が必要でないというのにこちから押しかけて行くという手はないわけです。これは全部いろいろなこまかい規定があります、そういう場合の出動については、ただ、今それが問題になつてゐるわけではありませぬ。そのことは赤十字社が独自の見解でできることで、赤十字は独立ですから、赤十字が赤十字の原則によつて行動するわけです。ですから、赤十字の原則にかなわないことはやることはできないし、かなうことはやらなくちゃならない、こういうわけなんです。

○藤原道子君 従来アジアへも出していらしたと、こういうのです。それはコロンボ計画で出ておるわけですね。今度の場合と違うわけでしょう。かりにベトナムへ出す出さないといふことになると、おのずから問題が違つてくる。赤十字は、必要があれば今度アジアへ派遣されたが、今度の南ベトナム問題は別だと思ふのです。要員提供だと言ふ。けれども、そういう場合も、現地では戦争してゐるのです。明らかに戦争してゐる。布告なき戦線というふうに、とにかく戦争してゐる。そこへ出すわけですよ。出すことになるわけだ。あなたは知らないとおっしゃるけれども、こういう答弁をしてゐるから、知つていらつしやることは事実、やるやらないは赤十字の独自の見解でおやりになる。けれども、そう言ふかと思ふと、政府が要求すれば出さなければならぬ義務がある、こうおっしゃる。そうすると、政府がもしかりに南ベトナムへ派遣してほし

いといふような場合には、どういふ名目で出すのですか。それで向こうに行つた場合には、生命の保障、身分の保障、こういうものはどういふことで責任を持つていただけるのか。

○参考人(井上益太郎君) これは今のような状態ならば、そういうふうな政府の補助機関として出す考えは全くないわけ、問題になつておりました。治安が回復して全部安全だといふことになつた場合にそういう要求があれば、全部のバランスを考えてやるわけですよ。それからして、もし治安が乱れてゐるときに出すといふのだったら、これはやはり今みたいな方法では出すことができないと思ひます。ジュネーブ条約によつて全部の手続を済ませ、たとへば抑留といふことも考えられるわけですから、そういうふうにすると思ひます。けれども、今そのことは問題になつてゐるわけじゃありません。

てくる。赤十字は、必要があれば今度アジアへ派遣されたが、今度の南ベトナム問題は別だと思ふのです。要員提供だと言ふ。けれども、そういう場合も、現地では戦争してゐるのです。明らかに戦争してゐる。布告なき戦線というふうに、とにかく戦争してゐる。そこへ出すわけですよ。出すことになるわけだ。あなたは知らないとおっしゃるけれども、こういう答弁をしてゐるから、知つていらつしやることは事実、やるやらないは赤十字の独自の見解でおやりになる。けれども、そう言ふかと思ふと、政府が要求すれば出さなければならぬ義務がある、こうおっしゃる。そうすると、政府がもしかりに南ベトナムへ派遣してほし

○藤原道子君 あなたのほうでは問題になっていないとおっしゃるけれども、まあ問題になっていないことはないわけだと私は思うのです。これは見解の相違で仕方がない。しかし、今あなたのおっしゃったことを確認しておきます。あなたは、今の紛争状態のもとにおいては出さないとおっしゃったのですが、それから、治安が回復してから、状況によっては出すこともあるかも知れぬ、こういうふうな理解していいのですか。今の紛争の状態のもとにおいては、今のような条件では出すことはできない、そうですね。では、たとい政府から要請があつても、赤十字本来の精神からいって、赤十字が独自に判断をして、これを拒否するということになりますか、そういうふうな理解してよろしゅうございますか。もう一ぺん。

○参考人(井上益太郎君) 今おっしゃったとおりであります。

○藤原道子君 私はそれを確認しておきます。あらゆる方面で非常な疑惑を持つている向きがある。赤十字は知らぬとおっしゃるけれども、一般からは非常な疑惑を持つて、日本の新聞には報じられないけれども、外国の新聞には相当報じられている。こういう点から、逆輸入で私たちは苦勞をいたします。大切な看護婦さんです、大切な日本の医療なんです。したがって、赤十字がおとりになることは、これら大切な人たちの生命に関することであると同時に、今のような紛争の中に出せば、おのずから戦争に介入したということになりますから、非常に危険だと思ひます。したがって、あなたがはっきり最後に言われましたように、今の

状態のもとでは出さない、赤十字が独自の判断によつて行動するのだというふうなお答えに對して、私はこれを確認しておきます。今後間違ひのないように。それと同時に、戦争の中で生れたのだから、戦争によつて生きていくのだというふうな考えを捨ててもらいたい。赤十字の精神は、平和のためにあると思う。ですから、みづから戦争に介入するような、国際的な問題になるような行動は断じてしないというふうにお考えを願ひたいと思うのです。それから、きょうは大島さんと井上さんと佐藤さんとお三人だけですか。社長も副社長もおいでにならなかつた。

○参考人(大島崇二君) 今よそへ行つておりますので。

○藤原道子君 ちょっと副社長を特に要請しておいたのですが、お出にならなかつた理由をはつきり言つて下さいますか。

○委員長(加瀬亮君) ちょっと速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(加瀬亮君) 速記を起こして。

○藤原道子君 私は、本日、社長または副社長に必ず出たいただきたいということを要請したのは、あなたがたの発言がまちまちなんです、いろいろな書類を見たり新聞見たりしますと、これ不安なんです。だから、私は、責任ある人からそういう点を確認しておかなければ心配だから、それできょうお出ましにならない理由を伺つたわけなんです。最初にそういう理由で出られないというのを聞いていなかったもので、最後に副社長なり社長にこの点

を確認してほしい、こういう気持ちで今ただしたわけでありまして。おいでにならなければ仕方がございせんが、責任を持つてきょうは御出席をいただきたいのですから、その点は信頼していいんです。

○参考人(井上益太郎君) 先ほどからしきりに確認々々というところをおっしゃいますので、それで私のほうも確認いたします。ベトナムにつきましては、まず第一に、それが問題になつていないということが第一の点でありまして、それから、仮設の問題として、出動するかどうかという場合には二つの場合がある。ジュネヴ条約による場合と、そうでない場合とがある。今の状態においては、その後者ですね。ジュネヴ条約によらない出動ということは考へておりませんし、いたしませんし、要求があつても拒否いたします。それから、もしジュネヴ条約によつて出動し、そういう国際委員会からの要求があるという場合ならば、それはそのときに考慮して決定いたします。

○藤原道子君 その点については、あなたがあらためて確認なさいましたから、それを信頼していく以外にはない。と同時に、非常に危険なお考え、戦争によつて生まれたのだから、今後戦争によつて生きていくのだ、そういうお考えはこの際捨ててもらわなければ困る。

○参考人(井上益太郎君) 私は、自分の持つていない考えを捨てるわけにはいかない。初めからそういう考えは持つておりません。

○藤原道子君 わかりました。それも私は御信頼いたします。今後その

精神でやつていただきます。そこで、厚生大臣にお伺ひしたい。私は、最近、日赤が不渡手形の問題だとか、あるいは看護婦要員が足りないために、非常な無理な働きをさせている、夜勤なども目に余る状態が行なわれている。そういう日赤は患者を預かつてはならない。患者に忠実でなければならぬ。それで、世間からは日赤は非常に従来は尊敬されてきた。そこで、不渡手形だとか、いろいろの問題は、日赤の運営が乱れているのじゃないか、日赤本来の使命が乱れてきているのじゃないか、これは非常に遺憾です。これに對して厚生大臣はいかなる指導監督をしておいでになるか。別個の組織だといつて逃げるわけにはいかないと思う。医療に関しては厚生大臣の全責任だと思ひますが、今の日赤のちまたに流れておる姿、これに對してあなたはどうか考へておられますか、この日赤問題の最後にお伺ひして、そうして、それこそ本来の姿に返つてもらわなければ困る、こう思ひますが、厚生大臣はどう考へておりますか。

○國務大臣(西村英一君) 先般来、日赤におきまして、各地方の二、三の支部に不祥事件が起こりましたことは、まことに遺憾に存する次第であります。監督の衝に當たる厚生大臣として、皆さん方に対して申しわけがないのであります。しかも、それが普通の会社と違ひまして、国際的な重要な役割を持つておるところにおきまして、あつた事件を起こしましたことは、私としては遺憾の意を表する以外に今は仕方がないのであります。しかし、悪かつたことは悪かつたといひましたし

て、ただいまその事件につきまして、非常に綿密な調査をいたしております。とともに、私といたしましては、その日赤の立て直しと申しますか、そういうことにつきましては、十分なひとつ考へを持つて臨まなければならぬと、かように考へておる次第でございます。今直ちに私は自分の考へをいろいろ申し述べた段階にないので、差し控えて、事件が一段落と申しますか、もう少し進みますれば、日赤に對する厚生大臣としての考へ方も述べまして、日赤のひとつ建て直しと申しますか、ああいう不祥事件が起こらないように、また、日赤が従来世間からかち得ておりました、何と申しますか、名声を取り返すように十分力を注ぎたいと、かように考へておる次第でございます。どうぞ御了承を賜りたいのでございます。

○藤原道子君 私は、医療の問題については、衆議院、参議院を通じまして、もうまたかというくらい今まで論議が尽くされているので、私はきょうこういう質問をするつもりはなかつたのでございまして、実は数日前に、知人が入院しているというので見舞に参りました。手術後の知人がちょうど点滴注射を受けておりました。ところが、そこには看護婦さんはいない。年老いたお母さんが非常に不安そうな顔でそこにただ一人いる。そうして、先生、これでいいのですしうか、こういう質問を受けまして、何とも言えない気持ちに襲われました。だからきょうは、この医療問題について、さらにあらためて厚生大臣にいろいろお伺ひして、はっきりした御答弁をきょうはいただきたいのです。私は、何もこんな

に見せつけがましく資料を持ってきたわけじゃございませんが、私は昨年の三月十四日の予算委員会、医療問題一つで御質問をいたしております。當時は難民厚生大臣でした。大蔵大臣、労働大臣、このお三方に対して御質問をいたしました。ずっとこう答弁されておるのをゆづり読んでみました。大臣の答弁というものは信用していいのかしらどうかという気がしたのです。私は厚生大臣を信頼していきたいと思う。したがって、きょうは遺憾であるとか、努力いたしますとかいうのでなくて、率直に医療の建て直し、その根本的な問題につきまして、ひとつ大臣のお考えを伺わしていただき、こう思います。日赤問題は、またあらためてこの次に譲るといたしまして、私はこれから厚生省関係についてお伺いをして参りたいと思っております。

○委員長(加瀬完君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(加瀬完君) 速記を起こして。

○国務大臣(西村英一君) 今は何と申しますか、藤原先生のお尋ねは別になかったもので、これからお伺いしようというところであつたのですが、どういう御質問であつたか、これからというところで……。

○藤原道子君 じゃ、それはあとにしましょう。

○藤田藤太郎君 私は、厚生大臣と、それから日赤の代表の方にお尋ねをしたい。

今、藤原委員のお話を聞いておりますと、どうも外事部長は、明らかに

はつきりときようお答えになりましたが、日赤というものは援護任務、救護任務というものと、それから国内にたくさん病院を持つておられる、二つの業務をおやりになつておられるわけでございます。ただ、私たちが心配をいたしますのは、日赤の活動については、国の援護、補助、監督、こういうことが日赤法に定められておるわけですが、でも、どうも日赤はいつもいろいろ問題を起す。病院の経営を中心にしてしまつて、たとえば労働問題にいたしましても、さうでございませうけれども、この当委員会におきましても、日赤のあり方というものについて、徹底的に議論をしようではないかというものが今日までの宿題でございませう。そういう援護、監督という両面の問題が、政府機関と日赤との間に十分に行なわれてないところ、問題点が一つあるのではないかと、こういう工合に思ふわけですね。たとえば非常に高度なヒューマンズムの観点から救護処置をとられていく日赤自身が、病院経営についてはどこからの援助もなしに、医療収入によつて病院をやつていかれる。そのしわ寄せがだんだん従業員にもくると、日赤自身の経営といましようか、運営の問題でもいつも問題を起す。本来さういふ問題が片方に掲げられておつて、そして今話題になつたような問題は、どうもそういふお話しがでてくる。日赤合同委員会では出る、日赤は受け入れ態勢を作るためにきゅうきゅうとしておられるというわさが出てくる。外事部長は、さうでないとはつきり言われたから、まあ私は明らかになつたのでいいとは思つておりますが

れども、何かさういふ政府と日赤との関係というものが法律に定められておりながら、十分な援護とか監督処置を政府がやつていない。そこに問題点はあるのではないかと、さう思ふわけでありませう。だから、救護的な処置に対して、政府はどうか今後保護監督をしていくか、それから、病院経営についての保護監督をどうしていくかということの行政の方針をひとつお聞きたい。それから、日赤の代表者からは、今日の日赤の運営について、正しく運営していくのにはどうしたらいいか、政府の関係等においても、さういふ工合にしてみたいというところをこゝで明らかにしてひとつ述べていただきたいと思ひます。

○国務大臣(西村英一君) ただいまの藤田さんの御意見でございませうが、私も非常にその御意見は傾聴すべきものが実はあるものであります。私も平たくいいますと同意見でございませう。やはり端的に申しますと、日赤というのは国際的な機関であるし、また、特殊な任務を持つておられるというところが第一主眼でなくちやならぬが、やはり経営上、病院をやつておる関係上、しかも、それは政府が助成することになつておられるけれども、まあ助成の仕方も満足でないと思つて、その経営にいろいろ問題が起る。実は私厚生大臣になる前に、やつぱりちまたの声を聞いて若干は知つておりましたので、さう、まづ先に私厚生大臣になりましたから、実は手おくれではなはだ申しわけないが、日赤に対しては最大の関心を持たなければならぬということ、何とかした機会にと思つておりましたところが、さうとう実はなまけて

の監督下にありますから、十分今後注意をしていきたい、かように考へておる次第でございませう。

○参考人(大島宗二君) 日本赤十字社の事業といたしましては、現在のところ、診療業務というたいへん大きなものがございまして、今の赤十字病院が現状のままでいいかということにつきましては、これはさういふ今までのまゝでもよろしくない。すでに一昨年でございまして、か、当社労働委員会に私参考人として呼び出されて、そのときに先生方に赤十字社白書を差し上げたわけですが、それで私は、結論をいたしまして、もう病院は今までのまゝではどうにもならない、国または地方公共団体の補助をいたさなければ運営できないことになつておるというところを結論として申し上げたわけですが、その考えは今も変わっておりませんし、現在の田辺副社長も全くそのとおりだということ、それでいろいろやり方もあるのですが、国の補助をいただくということ、一つ。しかし、各病院は地域々々のニードによつておられるものでありますからして、その地域々々でも、地方公共団体から援助をいただくかなければならぬということ、だいたいその例がでて参りまして、それから国の補助も、ことしいろいろ関係方面の御尽力によりまして、看護婦養成費の一部として、学院の備品費の一部を援助をしていただくことになりました。さういふうふうだんだんと道が開けてきたように思ひますが、なるだけこれを急速にひとつ拡充して、国あるいは地方公共団体の補助をいただくということ、でなければ、今後長く赤十字病院を現状のまま維持していくことは困難だ

と、かように考えておりました。これは社長以下、私も懸命に各方面の補助をいただきますように今尽力中でございます。

また、赤十字病院を将来どうするかということにつきましては、このたび病院経営審議会というものを作りました。関係方面の官庁、あるいは方々、あるいは学識経験者等を集めて、この三月二十五日にその第一回の審議会を開きまして、根本方針をその審議会できめていただくというに骨を折っておるわけでございます。大体要点のところを申し上げます。

○藤田藤太郎君 厚生大臣の決意をお聞きいたしました。しかし、日赤は今何をやっているか、この前からも問題になりますように、病院は今の状態でいかぬとおっしゃるなら、日赤法の三十九条に、「補助金」という言葉で明確にここに表わしておるわけです。そんなんなら、医療施設を作つて国民に奉仕されるという法律に基づいて、日赤はなぜもとと政府に要求をして、そして日赤を正常な運営に持つていかれないか。そういうことについて今発言がありまして、看護婦養成について少し援助があつたとおっしゃいますけれども、たとえば融資の問題等、こまかくこの法律には規定をしてある。国の援助処置が書いてある。ところが、そういうものは何ら今まで実効が上がつていない。むしろこれについて監督もできていなかったというのが現状ではなからうかと私は思う。それで苦しまぎれに藤原委員の問題にされましたような問題が話題になつてくる。そういうことでは私はならないと思うのです。もっとやはりこの日赤の

任務というものを明確にして、そして足らざることをどこで補うか、日赤法の法律に基づいて、きちんと補うように、担当従業員の犠牲によつて病院を立てるというふうなものの考え方が続いている間は、こんなものではできないと私は思う。だから、そういう点は、日赤は明確に、その方針といひますか、心がまえといふものを新たに、正常な運営に持つてきてもらわねばならないんじゃないか。だから厚生大臣も今決意をおっしゃつたのでありますから、今日までのいろいろな懸案でありましたような問題を、しっかりとあなたのほうも腹をきめてこれをやらなければ、たとえ日赤の寄付行為でございませうけれども、個別割当でずつと国民が寄せているんです。そんなこととほんとうにいいのかどうかということも私は疑問に思つております。

思つておりますけれども、これをこころできよう私は突こうとはいはしませんけれども、実際の運営については、個別に割り当てて金を取りに歩く、そして片一方は病院を経営する、それで援助的な問題が一つはある、そういうものについて十分なことが監督官庁としても行なわれてない、苦しまぎれにいろいろの問題が出てくるような、他から見るとそういう感じがするわけです。まあそんなことは、今後ベトナムに関する問題については、はっきりいとおっしゃいましたから、私は安心しますけれども、私は、正常な日赤の運営といふものを、やはりあなた方も日赤の方々も、決意をきめて、正常な運営のためには、この法律に基づいてこうするんだというのをきちんとしてもらいたい。政府も、そういう建前

に立つて日赤というものを正常な形に育てるという方向に、もっと大胆に決意をもつて、この法律に示すように、助成——具体に補助金から融資の問題から、そういう問題にまで手を入れる、援助をしていくということだければ、私は、日赤といふものはいろいろうわさの出てるような問題が出てくると、ほんとうにそうかなというふうな感じを受けておつたわけでありまして、その点は明確にひとつ決意をきめてやつてもらいたいと思ひます。

○参考人(井上益太郎君) 今の最後のことに、一つお話ししたいことがあるのでございます。それは、確かに一般からの社費も募集しておりますけれども、今一番力を入れているのは法人社員なんぞでございます。つまり国民所得といふものはだんだん法人にいきましますから、法人からたくさん寄付をしてもらいたいといふことをやるわけなんです。ところが、ここで非常に障害になることが一つあるのでございまして、それは法人に寄付を求めますと、それに課税がされて、バランス・シートの上で損勘定にならないで、益勘定になるのでございまして、そのために法人は寄付を渋るわけでございます。これは国際決議がありまして、そういうものには課税しないようにということにきまつていましてございまして。ところが、どうしてもそれができない。日赤は、何か災害がありますと、キャッシュで何億という金が一ぺんにくるんです。その金は一体だれが寄付をしているのかという、各国の企業家です。ですから、日本の企業家も、近代的な企業家の経営の原理からいって、ただ利益を追求するのでなくて、社会

に還元をしていくわけなんです。当然外国の企業家がみんな金を出して、いざというときに何億という金を日本へよこすからには、日本のほうでもそれができなくちゃいけない。この寄付といふ問題がこのために非常にやりにくいのでございまして。これは何かできないものであらうか。

それからもう一つは、赤十字の経済の原理は、利益追求じゃないのであります。無料の原則でいくわけでありまして、ですから、災害があるときには非常に収入が多くなつて、災害のないときには収入が少なくなる、これが本来のあり方なんです。たとえばフランスの赤十字では、予算といふものは毎年違ふわけなんです。どうしてこれは多いのか、これは災害があつたからそういうことがございまして。そのために寄付がもっと自由にできなくちゃ困る。いざというときに寄付がさつと集まる、これがいろいろなことではなからうかそれができないのです。この二つの点が、これは結局金の問題なんです。経営をしていくといふことは、収入の道がもっとスムーズにいくとそういうことができるはずだと思ふのでございまして。そういうことだけちよつと申し上げておきます。

○藤田藤太郎君 そういう寄付行為についての問題があるなら、なぜあなたの方が日赤法によつて、国との関係において明らかにして、必要なものは必要だと言つて、なぜその問題をあげないかといふことを私は言ひたい。そしてもう一つは、私は、やはり国民が納得して、ガラス張りの中で日赤がこう運営をされているんだということがいつも明らかにされているという条件

のもとにおいて、初めて寄付も集まるだろうし、個別の寄付にいたしまして、心よく出せるのでありましよう。こういう前提条件と、こういう姿にしていく監督行政といふのは厚生大臣がやらなくちゃいけません問題だと私は思う。そういう点がやはりもう一つ明らかになつていないんじゃないかということ、あなたのほうは、そういうものは明らかになつていとおっしゃるかも知れませんが、日赤問題について今日までいろいろ議論してきましたけれども、日赤がどう運営されているか、ガラス張りであつていふ言ひが、一つも明らかになつていない。国会にも、厚生行政をやつていふ委員会にも報告もされな

い、問題があるときに来てもらつて議論するといふ程度を、一歩も出てないというわけなんです。そこらに問題があるというわけは、厚生省は監督行政をきびしく、そのかわり援助措置をし、そしてガラス張りの中に日赤を保持していく。それから、日赤のほうにいたしまして、そういういろいろの措置を御遠慮なく堂々とやりなつて、結局だれが泣いていふかといふことを明らかにされる必要があると思ふ。日赤のだれが泣いて苦んでいふかといふことを明らかにして問題の処理に当たらなければ、この問題の解決はつかない。私は関連でございまして、この程度でやめなければ、私は、その点はいづれあらためて日赤の皆さんに来ていただいてやりた

です。そこらはやはり将来明らかにす
るような態度でしてもらいたいと思
います。

○国務大臣(西村英一君) 藤田委員の
御質問ですが、別に返答を促されたわ
けではありませんが、この際、たいへん
重要なことでもありますから申し上げま
す。日赤は、一方におきましては特殊
機関でありますので、あまり政府は干
渉がましいことを言いたくない、自主
性を重んずるといふことも一つありま
す。しかし、その本来の使命を十分果
たしたために、われわれ政府といた
しませんが、十分今後に向かつて考
えなければならぬということがありま
すので、十分意見を尊重いたしまして、
われわれといたしましては、この日赤
の点は、今回を機会にいたしまして、
やはり日赤が皆さん方の支持を受ける
ように、納得のいくようなことに持っ
ていきたい、かように思っております
ので、御了承願いたいと思ひます。

○委員長(加瀬完君) ただいまの藤田
委員の御指摘の点は、厚生省、日赤
それぞれにおきまして、十二分に御検
討の上、その結果をいづれ本委員会に
おいて御発表いただくことにならうか
と存じます。そのようにお取り運びを
いただきたいと思います。

本件に関する調査はこの程度にとめ
置きます。

参考人の方々は、長時間たいへん
ありがとうございました。

○委員長(加瀬完君) 速記をやめて。
〔速記中止〕
○委員長(加瀬完君) 速記を起し
て。

そうでございますから、簡潔にお伺い
をしたいと存じます。ただいま日赤
問題で御答弁がございましたが、この問
題等についても、かつて当委員会と同
じような御答弁をいただいているので
す。これがこういう答弁のしっぱな
し、これの実現がまだ今まで聞きもし
なければ、何にも発表がないというこ
と、何もしてないかつたというこ
とになると思う。そういうことのござ
いませんに、今度こそ抜本的な対策
をお立てになるように強く要望いたし
ます。同じようなことが医療全体に行
なわれていると思うのです。私が昨年
予算委員会、この無人注射のことで
御質問申し上げたときには、そう
いうことがあるとは信じられない、こ
ういうことを言っておられた。調査し
て、もしそうであるならば善処いたし
ます、こういうことだった。ところが
が、最近になると、すべての注射の
きに人がついていなければならぬとい
うことは、こう逃げてきている。
で、無人注射等に対して大臣はど
うお考えになるか。現に人が死んでお
るのです。そうして、その直後、さ
らに各病院でやはり無人注射が行なわ
れておる。この原因はどこからきてお
るか、この対策はどうお考えになる
か。つまり無人注射など、危険なこと
はあり得ないかと去年はおっしゃった。
ことはすべての注射のときに人がつ
いていなければならぬということにな
い、こういうふうな言っつけらっしゃ
る。これは一体どういふわけか、その
点からまずお伺いしたい。

○政府委員(尾崎嘉郎君) 技術的な面
もありまして、医務局長の私からお
答えをいたします。

点滴注射等、長時間使って行ないま
す注射に、その間、医師または看護婦
がつき添っておるといふことは、ぜひ
やりたい問題ではあります。現在、
病院の職員の数、これは全体の病院の
数と、日本全体の看護婦さんの数また
は医師の数というところから考
え、それと、実際に必要な数
ならぬ注射の件数から考えまして、
すべての点滴注射に、始めからしま
いで医師なり看護婦さんが横について
おって行なわなければならないとして
しまふことも、かなり、無理があるの
ではないかというふうな考え方をし
ておられます。要は、事故を起こさな
いようにして、しかも、必要な医療の行
為を確保することだ、こういうふう
に、高崎病院の件ではないかと思
います。特に御指摘のございま
し、二連球を御承知のとおり使わ
して、その注射する時間がずつと短
縮される。それもかなり不同である
というふうなときにそこについてい
なかつたというふうなことで、こうい
う場合には必ず横についていなければ
ならないものだと思はれますが、普通
の場合には、できるだけつめておるこ
とが望ましいが、注射の初めのうち等
には、ほかの仕事のために席を離れる
ことがあつても多少はやむを得ない
じゃないか。こういうふうな問題は、
できるだけそういうことのないよう
に、医師、看護婦さんの数等を確保
するような方向で努力していくという
ふうな考え方を現在しておるわけであ
ります。

○藤原道子君 その御答弁が私はおそ
ろしいと思うのです。人が足りない、
医者が足りない、看護婦が足りない、
だからやむを得ない——事は人命に関
するでございまして、やむを得ない
では済まないと思う。それから二連球
を使つたというのに対して、これか
らは二連球を使つてはいけないという
ような指令を出しになつたというこ
とも聞きましたが、これはあるお医
者に聞きまして、二連球でない
血液は入らないのじゃないか、やはり
二連球を使う以外にはないのじゃない
か、こういうことをある権威ある方が
言つておられますが、これはどうなん
ですか。それと同時に、人がいない
からついでに、なせ充足がはかられ
ないか、充足がでないのは、そこにど
ういう原因があるかどうかということ
について検討して、これを充足してい
くのが私はあなたのとるべき対策だと思
うのですが、これは一体どういうこと
になるのですか。

○政府委員(尾崎嘉郎君) 私の申し上
げましたのが、ちよつと先生に誤解を
受けたのではないかと申すのでありま
すが、私の申ししたのは、注射の場
合に、ずつと医師なり看護婦なりが横
についていることが望ましいというこ
と、ここでそういう方向に向かつて努
力したい。ただ、現在の医師、看護婦
の日本全体の数と病院の数、患者さん
の数、そういうふうなもの、また、注
射を行なわなければならない患者さ
んに対する、何と申しますか、必要数
と申しますか、そういうふうな点から
考えまして、そこに多少現在の医
看護婦の数も不足であれば、一般の点
滴注射の場合には、注射の初めのとき
くらいはほかの仕事をやつておるとい
うこともやむを得ないんじゃないか、
人が離れることもやむを得ないんじや
ないかというのを申し上げたのであ
りまして、しかし、そういうことを起
こさないように医者、看護婦の数を増
加せるといふような方向で努力せね
ばならない、特に看護婦を増加する
ように努力しなければならぬことは
申すまでもないことと存じます。そ
の点私にはつけ加えておいたはずでござ
います。

それから、二連球の場合の問題は、
二連球を使います場合は特殊な場合
で、たとえば手術室等におきまして行
なり、また、病室でやりますような場
合は、医者がそこに行つて実施し、ま
た、その実施状況を、このときはぜひ
看護婦さんが離れないで見ておつて
いただきたい、こういうふうな考
えをしておられます。というのは、御
承知のとおり、二連球でやります場
合には、そこに圧力がかかつて点滴注
射をやります時間がかなり不同であ
る、早くなくて不同であるというふう
な点もあり、普通の点滴注射よりも
ずつと危険度が多いという立場から
ありまして、手術室等以外で点滴注
射をやります場合には、よほどそこ
に慎重な配慮を要する、こういうふう
なことを考えておるのであります。

○藤原道子君 私は、こういう不測の
事態を生じたのはだれに責任があるか
という事です。聞くところによると、
看護婦さんが、お医者さんを含めて、書
類送検された、こういうふうな開いて
おる。しかも、それに対して総婦長会
などで嘆願書を出そうという動きがあ

る。私は、これは罪にしろくはないという愛情もわかるしいたしますが、この不慮の死を招いた責任が看護婦にあるとは考えられないのです。ほかの仕事に追われるからこそ、そこについていられなかったのだらう、そういう看護婦の配置を命令したのは一体だれかということになる、この命令した人にあるのじゃないか。ということになる、総務長、病院の院長か。けれども、今もあなたの答弁にあつたように、人が足りないことがわかつていて命令したということになれば、私は厚生大臣に責任があると言つても過言でないと思ふ。また、さらに突っ込んで言えば、こういう問題を絶えず審議しながら、厚生省の怠慢を見逃していた私を含めての国会議員にも責任がある、こういうふうにか考へるのですが、これは間違ひでしょうか。いつでも人が足りないために看護婦にそういう危険なことをやらせ、しかも、責任は弱い看護婦の上にかかるのです。そして、この看護婦さんがもし起訴されれば、身分が剝奪されるのでしよう。その人の今後の保障は一体どういうことになるか。こういう状態に置いているからこそ看護婦になり手がいないのじやありませんか。一体これに対してどう考へになるか。責任は一体だれにあるのか。

を聞いて、看護婦が足りないから手落ちが起るのじやないか、これは十分わかることでありまして、この点につきまして過誤があつたとすれば厚生大臣の責任でございます。したがうして、今後は注意いたしますが、事柄それ自身、医療問題それ自身においてどうであつたかという事柄は、そういうことは医者がいなくてもやれることなのかやれないことなのか、こういう判断が私にはつきかねるのでございますが、看護婦不足のためという点について手落ちがあつたというようなことは、重々私たちがとしては気がつけなければならぬと思つてございす。今裁判中であるのでございすから、それはそれといたしまして、今後行政上の面につきましては十分措置したいと、かように考へておる次第でございます。

問題が起るのだということを言つていらつしやしながら、これの充足についての根本的対策が今までなされてない、これらもあわせてお伺ひしたいと思ひます。

問題が起るのだということを言つていらつしやしながら、これの充足についての根本的対策が今までなされてない、これらもあわせてお伺ひしたいと思ひます。

○藤原道子君 私は、問題はこれだけじゃないのです。略血の室息死も各所に起つてゐる。この点については、せんだつて衆議院の長谷川先生も追及しておいでになつた。各地で事故死が起つてゐる。起つた場合には、いつも看護婦が責任をとらせられる。看護婦が足りないというところは認めていらつしやる。それで看護婦が責任をとらなければならぬという今の仕組みが私は問題なのだ。それから、看護婦の注射は認められていないはずだ。ところが、ほとんどの病院は看護婦がやつてゐる。そして看護婦にやらしておきながら、問題が起れば看護婦が責任をとられる、ここに問題がある。これは一体どういうことであるか。これを私はお伺ひしなければならぬ。それから、人手が足りないから

問題が起るのだということを言つていらつしやしながら、これの充足についての根本的対策が今までなされてない、これらもあわせてお伺ひしたいと思ひます。

問題が起るのだということを言つていらつしやしながら、これの充足についての根本的対策が今までなされてない、これらもあわせてお伺ひしたいと思ひます。

問題が起るのだということを言つていらつしやしながら、これの充足についての根本的対策が今までなされてない、これらもあわせてお伺ひしたいと思ひます。

○藤原道子君 とんでもないことですよ。ほんとうにあなたはそう思つてゐるのですか。その場逃げれじや困る。今の定員ですら足りない。ところが、今の定員が充足しているという考え方がおかしい。どこへ行つたつて看護婦定員を割つてゐるじやありませんか。速記録を見てゐるのです、あなたの言つたことの。一〇四%の充足率、とんでもないことです。私はこの問題は後日に譲ります。きようはせかれていゝのです。せかれてゐるものだから、私は発言を制限されてゐる。けれども、私と思ひますけれども、仕方がない。充足しているから足らぬとは思へないとは何ごとですか。私はこれは許せませんから、この問題は次の次にひとつ徹底的にしていきたいと思ひます。さらに、看護婦の充足をはかるとか何となく、降参してゐるじやありませんか。それで何ともしてゐない。私は、看護婦の足りないことは事実であつて、やつとことしこの間局長が鬼の首でも取つたように、藤原さん、安心して下さい、ことしは看護婦の志望者が去年の二倍ありました、部分的に二倍あつたかも知れませんが、とんでもないうそです。そういう甘い考えだから、いつまでたつても充足はできない。さらに、この充足に対する対策、これを伺ひたい。私は個条書きに言ひますから、答弁して下さい。待遇の改善についてあなた方はどう考へておるか、私は、医療労働者に対しては、最低賃金一万二千円ぐらいの保障をするこ

問題が起るのだということを言つていらつしやしながら、これの充足についての根本的対策が今までなされてない、これらもあわせてお伺ひしたいと思ひます。

問題が起るのだということを言つていらつしやしながら、これの充足についての根本的対策が今までなされてない、これらもあわせてお伺ひしたいと思ひます。

問題が起るのだということを言つていらつしやしながら、これの充足についての根本的対策が今までなされてない、これらもあわせてお伺ひしたいと思ひます。

ります。夜中、四十床から、多いところは百床くらいを若い看護婦が一人でやっています。だから休憩がとれないのはあたりまえです。これに対しては、この間、労働大臣、厚生大臣、大蔵大臣も、これはいけないというのをはつきり認めていらつしやる、善処いたしますと言っている。

それから、今看護婦は足りない足らないといいますが、有資格者がたくさんいるのです。優秀な看護婦が埋もれているのです。これの掘り起こしが必要だと思ふ。今養成してもすぐ間に合うものではございません。眠れる二十万の優秀な看護婦を掘り起こしても足りない。それから、これらの人は多く結婚しておりますから、結婚しても安心して働けるように、病院に二十四時間の託児所を設けるとか、あるいは病院が集結しているところには、そこにこうした託児所を設けるとか、安心して働けるような対策が必要である。それから、進学のコースは狭いものでございます。希望がございませぬからやめていくんです。今中学卒業でも、民間では一万二千円で雇っている。それが中学を卒業して二年行つて、それで安い賃金、そしてこき使われている、夜勤ばかりさせられて、それでやめていく人が出てくるのはあたりまえだと思います。だからこの進学対策に対しては、私も実務が四年くらい、その間通信教育なりなんかして、認定講習で国家試験を受けて進級の道を講じる。それから、看護単位がだんだん広げられていく。人がないといつていじめられるものだから、だんだんひどくなつて、百床、二百床くらいを一看護単位

にしている。これを一人にやらせている。こういうばかなことはございませぬので、看護単位は四十床くらいが限度だと思ふ。こういうことも考えなければならぬ。さらに、せんだつて林委員からも御質問がございましたが、当直であるとか、あるいは夜勤手当が非常に安いんですね、夜勤手当が一時間で四十何円、こんなばかげた金では、夜食食べたらずり足りなくなりました。こういう点もお考えにならなければいけないと思ひます。さらに、お産をしたあとの一年ぐらひは夜勤はさせない、母体を保護していく、こういう改正が必要だと思ふ。それから、こういう点はぜひとも、何といひますか、法制化する必要があるのではないかと、こういうような財政措置もあわせてお考えにならなければ、今足りない看護婦の充足はとうてい得られない、これらに対して用意があるかどうか。さらに、最近夜勤婦長の監督という名目で、無資格者の単独夜勤が行なわれている。看護に夜勤をさせることすらできない制度になっているのに、無資格者が夜勤をしている。これでは安心して入院するわけにも参りません。この点についての御答弁を求めます。

○委員長(加瀬完君) ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(加瀬完君) 速記を起こして。ただいまの藤原委員の質疑の点は、次回の委員会までに文書をもつて全委員にも御回答をいただきたいと存じます。さらに次回に藤原委員の質疑を続行することの御了解のもとに、本件に関する調査はこの程度にとどめおき

ます。

○委員長(加瀬完君) 次に、医療金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○阿具根登君 内容に入る前に、内容として、五十五億が八十一億になる問題でございまして、その運営の仕方によつては、まことにけつこうだと思ひます。

その前に、大臣に御質問申し上げたいのは、私、長い間国会の議席を汚しておりますが、歴代の大蔵が、いつの国会でも、医師法の問題につきましては、それぞれの態度が変わつてきておる。特に私が覚えておりますのは、坂田道太郎が大臣をやつたとき、それ以降古井善、灘尾善、それぞれ医療報酬調査会の問題については、国会に出して、政府はかくあるべきだという信念を出しておられながら、次々の大臣が変えていく。一体どういふお気持ちなのか、池田内閣には一貫した筋の通つた厚生行政はないものか、医療行政はないものか、それとも、非常に圧力の強い団体のために厚生大臣が弱腰で、どれもこれもほんとうのことをやりきれないのか、その点はつきりお伺いしたい。なぜこういうことを申し上げるかという、この四月には結核治療に対する重大な変更があるはずで、それがいまだにそれをきめる機関がきまつていない。さらに、二月二十

機関として、諮問されたその回答に対して、一つだけは実施されたが、一つは実施されない。しかも、実施された審議会においても、まだその委員もきまつておられない、これでは諮問されたわれわれが、何のために今日まで研究して回答したかわからないようになるのではないかと、こういう強い言葉で責められておるものと私は思つております。それにきよの新聞を見てみますと、大臣の考え方は、答申案でもない。しかも、医師関係の賛成も得られない、法的にも疑問がある、こういう厚生大臣の諮問機関に類似するものをお作りになる腹だ、そして各方面から反対の声が上がつておる。灘尾さんは、自分が大臣の間にこの答申案をどうして通したい、こういうことを再三再四こで説明されました。しかも、衆議院を通じて参りました。ところが、今度お考えでどういふことになられたか、四月以降の医療行政についてどういふお考えか、問題が起らないようにしておやりになる自信がございしますか、御所信をお伺いいたします。

○国務大臣(西村英一君) 中央医療協

議会も、三十六年十一月でしたか、成立して、まだ委員を満足に選ぶことができていないで、はなはだその点は責任者として申しわけがないのでござい

ます。調査会法案のことをめぐりまして、今まで支払ひ者団体、あるいは医師会関係団体のほうにおいて、いろいろ御意見があつたことは十分御承知のこととございします。前大臣からこの問題をうまく取り扱ふという事で、社会

保障審議会に諮問をいたしまして答申をいただいたのでございします。それであのような法律案が国会に出まして、一方の法案は通り、一方の法案は通らなかつた。その調査会法案が通過しなかつたという事それ自体については、いろいろ批判があると思ひます。あると思ひますが、とにかく二回出しましたも通過しなかつたという現実の問題は、これは現実の問題でござい

ますので、私は、この法律案をこの国会でどういふふうに取り扱おうかということに對しましては、関係の方々、あるいは関係団体の方々等ともいろいろお会いいたしまして、意見をいろいろ聞いて参りまして、その取扱ひにつきましては慎重を期したわけでござい

問題も、これはけっこうな問題ですね。けれども、まずこういう基本的な問題、今まで一番重要な問題として歴代の大臣が苦慮されたものをどういう方向で解決されるのか、あなたはここでどうだということをおっしゃらなかったけれども、新聞などの報道は私は合つて

おるのじやないかと、非常に心配しておるのだけれども、これは大臣として
もこういう考えでいかなければならぬ
と思つておるのじやなからうか。そう
すれば、私たちはなお通らぬのじやな
いか、こういう考えを持つてゐるから
大臣に質問しておる。そうじやなかつ
たら、この新聞に出てゐるあなたが諮
問機関を作ることをやらないとおつ
しやるならば、それは別です。それな
らば四月までにどういう機関をお作り
になるのか、御質問申し上げます。い
かがですか。

○國務大臣(西村英一君) 私の言っておるのは、社会保障制度審議会の答申は非常に尊重する、また、尊重して今までできたわけです。きてやっただけども、それはうまくいかなかった。しかし、それが唯一無二の方法ではなからうから、その次善の方法を考える。その次善の方法というのは、答申にもあ

りますように、調査会を作りまして、も、やはりその道の学識経験者にお願いをして、医療の問題をいろいろ討議して、いいルールができればいいルールをきめるということでございますから、厚生大臣の責任においてやはりそのことを運びたい。厚生大臣がみずからの責任において学識経験者をお願いをして、そうしていろいろ積み上げて、御承知のとおり、医療問題は非常にたくさん問題を含んでおるのでござ

ざいます。たとえば、やはり医業と
は、その企業としてどういうふうな立
場にあるのか、あるいは医療金融の医
者に対する推進は、やはり社会的に見てど
うあるべきかと、いろいろなたくさん
の問題を調査しなければならぬし、そ
れらは役所でももちろんやらなければ
ならぬ仕事でございさるるけれども、
やはり学識経験者をお願いをしまし
て、いろいろ調査をしてみたい、そうし
てその結果に基づいて厚生大臣が一つ
のこれは資料にする、こういうことを
考えてもできるのじゃないか。調査会
ができたとしても、やはり調査会として
は、いろいろ調査研究して何かを作る
でございましょうが、それはその調査
会でできたものは、必ずしも中央医療
協議会を拘束するものではないと思
うのです。したがって、私は、調査会
と医療協議会を切り離して進みたいと
思う。けれども、今までの勢いで、や
はりなかなかそこに問題があるわけ
でございさるるが、実質的な調査は、十
分審議会の答申に基づいてやる、それ
が法律が通らないから、厚生大臣の責任
においてひとつやろう、これでひとつ皆
さんどうですかと、こう私が呼びかけ
ておるわけでございます、その点は
厚生大臣がやるのですから、厚生大臣
がやろうと思えばできるわけですね。私
は、中央医療協議会の問題にかかわら
ず、今後医療問題を検討する機関は
やはり要ると思うのです。他日またそう
いうことが問題になってくれば、これ
は法律を考へるかもしれないけれど
も、当分は私は厚生大臣みずからの責
任でひとつ調査機関を持ちたい、しか
も、それは調査機関と申しまして、調
査会とか審議会というのを作るのじや

なしに、個人々々のお医者、個人々々
の学識経験者に頼む、こういうこと
であるわけでございます、その点は
今後努力を進めて参りたい。それと
また並行して、中央医療協議会のす
やかなる開催をひとつ私は希望いた
してゐるのです。そのつもりでまた努力
をいたす考へを持ってゐる次第でござ
います。

○阿具根登君 もう堂々めぐりになり
ますからやめますが、新聞で見ても
しても、私が結論から申し上げると、
今まで歴代の大任が、私どもの質問に
対して、いかなる圧力にも屈しない
で、厚生大臣としての責任において
やりますというのをどなたもおつ
てゐるのです、率直なところ——おわ
りですか。それであなたがこの構想を
出しておられるので、医師会側から言
えば、医者の経験の豊富でないもの
が、何で医者の問題をきめる権限があ
るかという事です、極端に言えば、
医者の経験も豊富に持たない人が何の
良識ぞやということなんです、これは
ひとつは、そうすると、一方からすれ
ば、法的裏づけのないのが何のそう
いふ権限がありますか、こう言つて、今
度は保険者側からは責められてゐるわ
けなんです。理屈を言えども私も私
は通つてゐると思う。そうすると、今
までのやつが堂々めぐりなんです。大
臣が心配されて、これをやろうとされ
ても、両方から反対してくるわけ
です。今度のこの問題については両方か
らです。それでも大臣が、それじやい
かなる反対があつてもおれは国会に諮
らない、自分の信する機関によつて答
申を受けたやつを受けてこれを決定し

ていくんだ、こういう心がまえがある
ならそれはいざ知らずとして、私はそ
れはできないと思ふんです。法律案を
出してまいなうという反対があるのです。
医者じやないものが医者のものをきめ
るといふことがあるかというの、一
方では非常に根強いのです。そうして
きますと、法律でさえ通らないやつ
が、大臣が法律によらないやつできめ
た機関で通る、また、その機関がス
ムーズに運営ができるという事は、
これは私の常識では考えられない。だ
から、大臣のよりどころというのは何
か、やはりよりどころというものは、
答申案が何か、少なくとも多数の方
が、あれだけの方が集まつて研究され
たのだ、それをよりどころにして審議
をされるならば、私はそのほうがより
ベターだと思ふのです。これはむづか
しいからと言つて、あなたが法律外の
ものを持つてくれば、なおさらむづか
しいという事を私は申し上げてゐる
わけなんです。そういう点を十分ひとつ考
慮してやつていただきたいと思ひま
す。

それから、これは五十五億が八十一
億の政府出資になるのですが、この貸
付状況は、資料でちょっと見てみま
すと、非常に高い率で貸し付けをされて
ゐる。今日こういう金融機関問題で、
これだけ申し込み数と実施数との差が
あまりない、いわゆる申請をしたなら
ば、そのうちの七割から八割近くなり
ますか、それだけ貸し付けが行なわれ
てゐる機関というものはあまりないの
じやないかと思ひます。非常に私はこ
れは恵まれたところだと思ふのです。
また、今日の医療機関を見る場合に
も、より恵まれてゐるものだと思つて
ゐるわけです。

それで、その貸し出し条件の緩和と
いうのがございさるるが、どういふこと
を緩和されてゐるのか。それから今度
の二十六億増したやつでどれだけこ
の件数がふえてくるだろうか、なお、
また、返済分はたしか二十億だつた
と思ふのです。貸付回収金が二十億に
なつてゐるが、三十五年からだから無
理はないと思ふのだが、貸付回収金の
成績、このごろは人間がたちが悪く
なつて、盛んに新聞等にも伝えられて
ゐるうちに、秀才を教育したら、秀才
が金を払わなかつたといつて、国民か
ら非常に非難を受けてゐる。人を助け
てもらおうとしてお医者さんに金を貸
したら、医者が払わなかつた、返して
もらへぬということがたくさん出てく
る。そういうことがなければまことに
けつこう、そういうことはいないと思
ひますが、ひとつ返済状況等もお知らせ
願ひたい。

○国務大臣(西村英一君) 政府委員か
ら答弁させます。

○政府委員(尾崎嘉郎君) 貸付条件の
緩和でございますが、医療金融公庫に
おきまして貸し付けをいたします場合
に、その融資を受けようといひます地
域が、ベッド数がある程度充足せられ
ておるかといふような条件を考えに入
れまして、甲種、乙種といふふうに分
けておることは存じのとおりだと思
ひますが、ベッド数のあまり多くない
足りない地区に對しましては、従来と
も新築、増改築六分五厘でございま
すが、それはそのとおりでございま
すが、そのベッド数の少し多い地域、そ
ういふようなところには新築とかベッ
ドの増を認めないで、それには融資を
いたしませんで、改築関係の資金を八分
で融資してあります。その点の一部
につきまして六分五厘の適用を拡げて
おります。その条件は、防火関係、衛
生関係、保安関係等で、医療法等につ
きまして、これは違反してゐるとい
ふうな状態で改築命令を出すとか指導
してゐるとか、こういうふうなものに
ついて、そうした対象になりますもの
を六分五厘にすると同時に、新たに、
施設が老朽して古くなつてゐる、これ
はどうもひどいといふうなことが認
定せられまして場合には、やはり六分
五厘にする、こういうふうなことを
して、六分五厘の適用のワケを上げた
といふことが第一でございさるる。これ
はずつと続けて六分五厘をやつていく
といふことでございます。

それから、医療機械に關しまして、
従来は九分だつたのでございさるるが、
それにつきまして、医療機械のうち
で、病院、診療所の機能を向上さす、
現在技術革新と申しますか、医療も高
度に発達いたしまして、いろいろな機
械が診療に必要になつてくる。そうい
うようなことで、病院とか診療所の機
能を向上さすことに必要な機械、これ
は種類を限定いたしますが、そういう
ような機械につきましては、利率を下
げまして九分を八分にするといふふう
にいたしてあります。この点が大きな
差でございさるるが、そのほか、貸付の
対象といたします病院、診療所の坪
数、面積、また、その単価等々におき
ましていろいろ改善をしております。
それが第一点でございさるる。

それから第二点の、貸付資金のワケ
が多くなつた、それで貸付の対象はど

うなるかというお話でございますが、原資は九十億が百十億に三十八年度はなりまして、政府出資が二十六億、運用部資金七十二億、回収金が二十億と申されましたが、十二億でございます。十二億でございますが、そういうふうな状態で、原資は百十億でありまして、貸付が決定いたしましたも、実施は少し年度が変わってくるという場合もあるもので、貸付の契約は百二十億までよろしいというふうな話し合いがついておりますので、だいたいこの点は貸付をいたします件数、金額ともにふえていくものと思っております。これは大丈夫だと思っております。なお、それに対して申し込みは、この資料にも出してありますように、三十七年度におきまして、十二月でもうすでに百四十億をこしております状態で、来年度もかなり条件の緩和と相待ちまして、融資の申し込みは多くなるかと存じます。なお、先ほどお話がございましたが、融資の申し込みに対して貸付の率がおはなはだいいというお話でございますが、これは市中銀行の窓口になっておりますが、窓口におきましていろいろ審査を第一されておまして、そこでスクリーニングにかかっておる程度で、ほかのいろいろ金融機関の率と比較せられる場合に、そういうふうな条件は一つ考えに入れていただきたいと思っております。

第三の問題、回収金の状態でございますが、回収金は、今予定どおりと申しますか、以上入っております。予定は、たとえば三十五年度ゼロだったのでございますが、四千万、それから三十六年度は二億予定しております。たのが三億七千万、三十七年度は十

二月末で今六億九千六百万円入っております、大体回収金は予定どおり焦げつきは今のところ起こらないように存じております。

○委員長(加瀬完君) 委員の異動についてお知らせ申し上げます。

本日、野上元君及び小平芳平君が委員を辞任せられ、その補欠に柳岡秋夫君、中尾辰義君が選任されました。

○委員長(加瀬完君) ほかに御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(加瀬完君) 御異議ないものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明かにしてお述べを願います。

御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(加瀬完君) 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。医療金融公庫法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(加瀬完君) 全会一致でございます。よって医療金融公庫法の一部を改正する法律案は、全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出する報告書の作成等につきましては、これを委員長に御

一 任願いたしと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(加瀬完君) 御異議ないものと認め、さように決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十分散会

三月八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案

は海軍部内の公務員又は公務員に準ずべき者(戦時又は事変に際し臨時特設の部局又は陸海軍の部隊に配属せしめたる文官補の件(明治三十八年勅令第四十三号)に規定する文官を含む)であつたことにより支給される恩給法第七十五条第一項第二号に規定する扶助料

二 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)以下「法律第五十五号」という。附則第二十九條の二の規定の適用により支給される恩給法第七十五条第一項第二号に規定する扶助料、法律第五十五号附則第三十五條の三に規定する扶助料、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第二号)附則第四項に規定する扶助料又は旧軍人等の遺族に対する恩給等の特別に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号)第三條第二項に規定する扶助料

三 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第七十七号)以下「遺族援護法」という。第二十三條第一項第一号に掲げる遺族に支給される同法による遺族年金又は戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第八十一号)附則第二十項若しくは戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第四十四号)附則第十一項の規定により支給される遺族年金

四 遺族援護法第二十三條第二項第一号に掲げる遺族に支給される同法による遺族給付金

五 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)第三條の規定により承継した義務に基づいて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付のうち、公務による死亡を支給事由とするもの

六 遺族援護法第二條第一項第二号に規定する軍属であつた者で同法第三條第一項第二号に規定する在職期間内における負傷又は疾病により死亡したものの遺族に対し、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第三條の規定に基づく郵政省共済組合又は公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)第三條第一項に規定する国鉄共済組合若しくは日本電信電話公社共済組合が支給する年金たる給付のうち、公務による死亡を支給事由とするもの

(特別給付金の支給及び権利の裁定)

第三條 戦没者等の妻には、特別給付金を支給する。

2 特別給付金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行なう。

(特別給付金の額及び記名国債の交付)

第四條 特別給付金の額は、二十万円とし、十年以内に償還すべき記

である。

第一二九一号 昭和三十八年二月十二日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 富山県氷見市柿谷 能登一美外二百名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一二九二号 昭和三十八年二月十二日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 秋田県能代市檜山 神島次夫外二百名

紹介議員 鈴木 壽君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一二九三号 昭和三十八年二月十二日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 富山市神通町二ノ一、五八四 小出義男外二百名

紹介議員 千葉 信君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一二九六号 昭和三十八年二月十二日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 茨城県結城市大字結城 五、九九七 田島伊三

紹介議員 郎外千三十名
森 元治郎君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一二九七号 昭和三十八年二月十二日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 茨城県結城市国府町五 藤貫準治外千二百二十名

紹介議員 大森 創造君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一二九八号 昭和三十八年二月十二日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 宮城県仙台市通丁五八 若生幸次外千九百七十一名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一二九九号 昭和三十八年二月十二日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 富山市中川四区 牧野笑子外二千四百名

紹介議員 阿部 竹松君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一三〇〇号 昭和三十八年二月十二日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願
請願者 宮城県仙台市堤町一一 四 星光次郎外二千名

紹介議員 相澤 重明君

この請願の趣旨は第七九五号と同じである。

第一三〇一号 昭和三十八年二月十二日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 宮城県仙台市台ノ原中 一三 伊藤テルミ外二千名

紹介議員 阿貝根 登君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一三〇三号 昭和三十八年二月十二日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 大阪市東淀川区東淡路 町三ノ六九 森崎国夫外三千名

紹介議員 稲葉 誠一君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一三〇四号 昭和三十八年二月十二日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願(二通)

請願者 北海道白糠郡白糠町 遠藤利雄外二百三十名

紹介議員 米田 勲君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

である。

第一三三九号 昭和三十八年二月十三日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 東京都杉並区馬橋四ノ 四五二 大井宏外千五百名

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一三四〇号 昭和三十八年二月十三日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 富山県氷見市田町一〇 六 伊勢佐年外二百名

紹介議員 山口 重彦君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一三四一号 昭和三十八年二月十三日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 大阪市東住吉区矢田町 東通 宮本清吾外二千二百名

紹介議員 樺 繁夫君

この請願の趣旨は第七九五号と同じである。

第一三九〇号 昭和三十八年二月十五日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 北海道小樽市入舟町九

ノ二一 前村千代子外 百七十四名
紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一三九一号 昭和三十八年二月十五日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 岩手県一関市山目字館 一四 大津峻一外二百名

紹介議員 鈴木 壽君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一三九二号 昭和三十八年二月十五日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 東京都新宿区諏訪町六 三 水本けい子外千七百名

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一三九三号 昭和三十八年二月十五日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 横浜市戸塚区瀬谷町 四、一五〇 宮崎龍吉外五名

紹介議員 相澤 重明君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一三九四号 昭和三十八年二月二十五日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願
請願者 埼玉県大宮市大成町二ノ二四一 山口三男外二百名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一三九八号 昭和三十八年二月二十五日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願
請願者 新潟県高田寺町二丁目 保坂美恵子外二百名
紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一三九五号 昭和三十八年二月二十五日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願
請願者 埼玉県大宮市吉敷町四ノ一八九 渡辺清光外二百名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一三九六号 昭和三十八年二月二十五日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願
請願者 山梨県西八代郡市川大門町二〇五 畑川三男外四百二十名
紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一三九七号 昭和三十八年二月二十五日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願
請願者 長野市泉町二一六 竹内光子外二百名
紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一四〇〇号 昭和三十八年二月二十五日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願
請願者 富山市布目 石葉純子外二百名
紹介議員 横川 正市君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一四〇一号 昭和三十八年二月二十五日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願
請願者 富山県氷見市仕切四二
紹介議員 米田 勲君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一四〇二号 昭和三十八年二月二十五日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願
請願者 京都府久世郡城陽町寺田大字宮ノ谷府営住宅十八号 村田和子外二百名
紹介議員 渡辺 勘吉君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一四〇三号 昭和三十八年二月二十五日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願
請願者 島根県浜田市真光町一河上勇人外二百名
紹介議員 加藤シヅエ君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一四〇四号 昭和三十八年二月二十五日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願
請願者 宮崎県都城市丸谷町三六三 中村房恵外二百名
紹介議員 鈴木 強君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一四〇五号 昭和三十八年二月二十五日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願
請願者 群馬県前橋市北代田町八一三 今川弘一外四百一名
紹介議員 伊藤 順道君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一四〇七号 昭和三十八年二月二十五日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願(三通)
請願者 群馬県伊勢崎市喜多町二五 内田稔外六百二名
紹介議員 大和 与一君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一四〇八号 昭和三十八年二月二十五日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願(三通)
請願者 静岡県焼津市焼津五二ノ三 鈴木輝政外八百三名
紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一四二二号 昭和三十八年二月十六日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願
請願者 東京都新宿区霞ヶ丘三二 鈴木隆義外二百名
紹介議員 占部 秀男君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一四二二号 昭和三十八年二月十六日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願
請願者 札幌市雁来町二 小林セツ外二百名
紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一四二三号 昭和三十八年二月十六日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願
請願者 群馬県伊勢崎市喜多町一七九 山田静子外二百名
紹介議員 大和 与一君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一四二四号 昭和三十八年二月十六日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願
請願者 長野県佐久市小田井上原貞衛外二百名
紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一四二五号 昭和三十八年二月十六日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願
請願者 長野県佐久市小田井上原貞衛外二百名
紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一四二六号 昭和三十八年二月十六日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願
請願者 長野県佐久市小田井上原貞衛外二百名
紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一四二七号 昭和三十八年二月十六日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願
請願者 長野県佐久市小田井上原貞衛外二百名
紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一四二八号 昭和三十八年二月十六日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願
請願者 長野県佐久市小田井上原貞衛外二百名
紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

紹介議員 横川 正市君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一四二五号 昭和三十八年二月二十六日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 千葉市長州町二ノ一三
五 小川武男外二百名
紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一四二六号 昭和三十八年二月二十六日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 熊本県人吉市駒井田町二〇〇 宮崎輝夫外二百名
紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一四二七号 昭和三十八年二月二十六日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 京都府与謝郡伊根町宇平田七四 向井菊枝外二百名
紹介議員 相澤 重明君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一四二八号 昭和三十八年二月二十六日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

する請願

請願者 大阪市住吉区西住ノ江町四ノ一二 玉置一男外六百名
紹介議員 北村 暢君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一四二九号 昭和三十八年二月二十六日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 大阪市港区入舟町二ノ一 宮下幸一外五千九百名
紹介議員 山本伊三郎君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一四三〇号 昭和三十八年二月二十六日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 大阪市北区道本町二四井上弘子外五千九百名
紹介議員 光村 甚助君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一四三一号 昭和三十八年二月二十六日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 神戸市生田区楠町一ノ三二 浜田利丸外二百名
紹介議員 松澤 兼人君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

である。

第一四三二号 昭和三十八年二月二十六日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 兵庫県加古川市八幡町宗佐 松尾伸太郎外二百名
紹介議員 佐野 芳雄君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一四三三号 昭和三十八年二月二十六日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 熊本県人吉市灰久保町黒本義介外二百十二名
紹介議員 米田 勲君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一四三四号 昭和三十八年二月二十六日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 鹿児島県串木野市上名三、八五〇 中尾健三外二百名
紹介議員 佐多 忠隆君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一四三五号 昭和三十八年二月二十六日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願(一通)

請願者 群馬県前橋市天川大島町一、〇三二ノ二 横田定夫外四百一名

紹介議員 伊藤 順道君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一四三六号 昭和三十八年二月二十六日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 新潟県高田市本城町松浦映外百名
紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一四三七号 昭和三十八年二月二十六日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 富山県高岡市千保町八三 山口順子外二百名
紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一四三八号 昭和三十八年二月二十六日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 富山県射水郡小松町高辻国忠外二百名
紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

清掃事業改善に関する請願

請願者 名古屋市中千種区高見町五ノ七 長尾広子外千名
紹介議員 林 虎雄君
この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第一四四四号 昭和三十八年二月十七日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 奈良市西大寺町 辰巳キヌ外百九十九名
紹介議員 武内 五郎君 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一四六一号 昭和三十八年二月十七日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 岩手県遠野市附馬牛町菊池松助外二百名
紹介議員 永岡 光治君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一四六二号 昭和三十八年二月十七日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 岩手県宮古市宮古五ノ二ノ三一 佐藤花代外二百名
紹介議員 矢山 有作君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一四六三号 昭和三十八年二月二
十七日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関
する請願

請願者 岩手県宮古市第八地割
字八幡前五 吉田健
也外二百名

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じ
である。

第一四六四号 昭和三十八年二月二
十七日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関
する請願

請願者 栃木県大田原市大田原
一、九一九 加藤鬼子
男外二百五十名

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じ
である。

第一四六五号 昭和三十八年二月二
十七日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関
する請願

請願者 富山市下新一四 日南
田和作外二百名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じ
である。

第一四六六号 昭和三十八年二月二
十七日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関
する請願

請願者 富山市堀端町三八 加
藤武夫外二百名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じ
である。

第一四六七号 昭和三十八年二月二
十七日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関
する請願

請願者 富山県小矢部市津沢
西田諒朗外二百名

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じ
である。

第一四六八号 昭和三十八年二月二
十七日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関
する請願

請願者 富山県中新川郡上市町三
日市 酒井善顕外二百
名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じ
である。

第一四六九号 昭和三十八年二月二
十七日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関
する請願

請願者 富山県婦負郡呉羽町中
沖 後藤博外二百名

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じ
である。

第一四七〇号 昭和三十八年二月二
十七日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関
する請願

請願者 富山県下新川郡泊町

荒尾行雄外二百名
紹介議員 相澤 重明君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じ
である。

第一四七一号 昭和三十八年二月二
十七日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関
する請願

請願者 京都府綾部市官代町
西村侃三外二百名

紹介議員 野濤 勝君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じ
である。

第一四七二号 昭和三十八年二月二
十七日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関
する請願

請願者 京都府中郡大宮町奥大
野 小牧良三外二百名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じ
である。

第一四七三号 昭和三十八年二月二
十七日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関
する請願

請願者 大阪府大正区南恵加島
町二ノ七 大川太郎外
千五百名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じ
である。

第一四七四号 昭和三十八年二月二
十七日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関
する請願

請願者 岩手県遠野市遠野町
石直幸一外二百名

群馬県前橋市南曲輪町
一四一ノ三 石川哲男
外四百一名
紹介議員 大和 与一君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じ
である。

第一四七五号 昭和三十八年二月二
十七日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関
する請願(二通)

請願者 京都府舞鶴市矢ノ助町
七ノ一 柴田章子外三
百五十一名

紹介議員 伊藤 顕道君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じ
である。

第一四九七号 昭和三十八年二月二
十八日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関
する請願

請願者 北海道室蘭市中島町富
士鉄社宅内 横山つな
外二百名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じ
である。

第一四九八号 昭和三十八年二月二
十八日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関
する請願

請願者 岩手県遠野市遠野町
石直幸一外二百名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じ
である。

第一五〇〇号 昭和三十八年二月二
十八日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関
する請願

請願者 岩手県遠野市遠野町
石直幸一外二百名

昭和三十八年二月二
十八日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関
する請願

請願者 岩手県遠野市遠野町
一、六六三 海上充喜
外二百名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じ
である。

第一五〇〇号 昭和三十八年二月二
十八日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関
する請願

請願者 福島県安積郡喜久田村
堀之内北原二 鈴木フ
ク子外二百名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じ
である。

第一五〇一号 昭和三十八年二月二
十八日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関
する請願

請願者 埼玉県大宮市植竹町一
ノ三七九 斎藤孝外二
百二十名

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じ
である。

第一五〇二号 昭和三十八年二月二
十八日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関
する請願

請願者 岩手県遠野市遠野町
石直幸一外二百名

請願者 埼玉県川越市新宿町九
四 畔野俊男外二百名
紹介議員 山口 重彦君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じ
である。

第一五〇三号 昭和三十八年二月二
十八日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関
する請願

請願者 長野市妻科一六六 大
塚貞子外二百名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じ
である。

第一五〇四号 昭和三十八年二月二
十八日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関
する請願

請願者 富山市西三番町三九
野口松雄外二百名
紹介議員 大矢 正君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じ
である。

第一五〇五号 昭和三十八年二月二
十八日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関
する請願

請願者 富山市若草町三〇 大
沢照外二百名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じ
である。

第一五〇六号 昭和三十八年二月二
十八日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関
する請願

請願者 富山県高岡市立横町
阿部正代外二百名
紹介議員 藤田藤太郎君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じ
である。

第一五〇七号 昭和三十八年二月二
十八日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関
する請願

請願者 富山県魚津市田方町四
六 松井亮外二百名
紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じ
である。

第一五〇八号 昭和三十八年二月二
十八日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関
する請願

請願者 富山県東礪波郡井波町
本町 楠義雄外二百名
紹介議員 大倉 精一君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じ
である。

第一五〇九号 昭和三十八年二月二
十八日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関
する請願

請願者 富山県中新川郡上市町
神田二六六 土井久三
外二百名
紹介議員 鈴木 強君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じ
である。

第一五一〇号 昭和三十八年二月二
十八日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関
する請願

十八日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関
する請願

請願者 石川県金沢市金屋町
天井栄次郎外二百名
紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じ
である。

第一五一一号 昭和三十八年二月二
十八日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関
する請願

請願者 京都府舞鶴市宇余部下
一、〇四一 其田耕一
外二百名
紹介議員 大森 創造君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じ
である。

第一五一二号 昭和三十八年二月二
十八日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関
する請願

請願者 京都府綾部市並松町
朝子久夫外二百名
紹介議員 野上 元君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じ
である。

第一五一三号 昭和三十八年二月二
十八日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関
する請願

請願者 島根県松江市東朝日町
一五一 大槻都外二百
名
紹介議員 近藤 信一君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じ
である。

第一五一四号 昭和三十八年二月二
十八日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関
する請願

である。
第一五一四号 昭和三十八年二月二
十八日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関
する請願

請願者 島根県益田市大字戸田
青木進外二百名
紹介議員 佐野 芳雄君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じ
である。

第一五一五号 昭和三十八年二月二
十八日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関
する請願

請願者 島根県浜田市真光町
浜村幸江外二百名
紹介議員 北村 暢君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じ
である。

第一五一六号 昭和三十八年二月二
十八日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関
する請願

請願者 島根県浜田市大字黒川
一、三九六ノ二四 佐
々木恭子外二百名
紹介議員 亀田 得治君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じ
である。

第一五一七号 昭和三十八年二月二
十八日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関
する請願

請願者 熊本県人吉市中青井町
渡辺茂外二百名
紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じ
である。

第一五一八号 昭和三十八年二月二
十八日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関
する請願

紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じ
である。

第一五一八号 昭和三十八年二月二
十八日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関
する請願

請願者 宮崎県延岡市榎山町
鎌倉広行外二百名
紹介議員 千葉 信君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じ
である。

第一五一九号 昭和三十八年二月二
十八日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関
する請願(二通)

請願者 北海道様似郡様似町
片井猛外三百五十一名
紹介議員 豊瀬 楨一君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じ
である。

第一五二〇号 昭和三十八年二月二
十八日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関
する請願(二通)

請願者 岩手県一関市新大町二
九 山口尊外四百一名
紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じ
である。

第一五二一号 昭和三十八年二月二
十八日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関
する請願(二通)

請願者 岩手県一関市乱馬前一
この請願の趣旨は、第七九五号と同じ
である。

六ノ一 富樫信次外四

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一五二二号 昭和三十八年二月二十八日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願(二通)

請願者 埼玉県大宮市大成町三ノ二七五 森住幸男外四百四十一名

紹介議員 岡田 宗司君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一五二三号 昭和三十八年二月二十八日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願(二通)

請願者 埼玉県川越市田町三ノ二 杉木文雄外四百一十一名

紹介議員 加藤シヅエ君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一五二四号 昭和三十八年二月二十八日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願(二通)

請願者 埼玉県川越市幸町 横田久雄外四百一名

紹介議員 阿部 竹松君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一五二五号 昭和三十八年二月二十八日受理

十八日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願(二通)

請願者 富山市田畑 石田俊外四百一名

紹介議員 中村 順造君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一五二六号 昭和三十八年二月二十八日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願(二通)

請願者 富山県小矢部市福町 斎藤秀外外四百一名

紹介議員 山本伊三郎君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一五二七号 昭和三十八年二月二十八日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願(二通)

請願者 富山県中新川郡立山町 泉 水野みよし外四百一名

紹介議員 安田 敏雄君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一五二八号 昭和三十八年二月二十八日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願(二通)

請願者 長野県松本市清町八二ノ一 渡辺勝久外三百五十一名

紹介議員 木村勝八郎君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

である。

第一五二九号 昭和三十八年二月二十八日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願(二通)

請願者 香川県善通寺市旭町 川村孝外四百一名

紹介議員 永岡 光治君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一五三〇号 昭和三十八年二月二十八日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願(二通)

請願者 熊本県荒尾市川登井川 口 中島季子外四百一名

紹介議員 野溝 勝君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一五三一号 昭和三十八年二月二十八日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願(二通)

請願者 熊本県阿蘇郡西原村大字河原一、〇八五 岡本正照外四百一名

紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一五三二号 昭和三十八年二月二十八日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願(二通)

請願者 宮崎県都城市一万城町

四、六九八 井料田ハ

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一五三三号 昭和三十八年二月二十八日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願(二通)

請願者 宮崎県都城市小松原町一、〇九七 時盛明外二百五十名

紹介議員 米田 勲君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一五三四号 昭和三十八年二月二十八日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願(二通)

請願者 熊本県足利市助戸二ノ四四一 大野里子外六百二名

紹介議員 伊藤 頭道君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一五三五号 昭和三十八年二月二十八日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願(三通)

請願者 富山市大泉青葉町 入沢浄子外六百二名

紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一五三六号 昭和三十八年二月二十八日受理

十八日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願(三通)

請願者 富山県氷見市上伊勢 岩垣穆子外六百二名

紹介議員 野々山一三君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一五三七号 昭和三十八年二月二十八日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願(三通)

請願者 富山県高岡市御旅屋町 八九 西俣富枝外六百二名

紹介議員 中田 吉雄君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一五三八号 昭和三十八年二月二十八日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願(三通)

請願者 京都市左京区鹿谷寺前町一 山米八重外六百二名

紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一五三九号 昭和三十八年二月二十八日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願(四通)

請願者 富山市新庄新町 常川 己代二外八百三名

紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

である。

第一五四〇号 昭和三十八年二月二十八日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願(七通)

請願者 岩手県宮古市八幡沖五ノ四 石原久光外千四百六名

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一二八九号 昭和三十八年二月十二日受理
医業類似行為の制度化に関する請願

請願者 福井市足羽上町一三二 大塚寛

紹介議員 加賀山之雄君

この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。

第一二九〇号 昭和三十八年二月十二日受理
医業類似行為の制度化に関する請願

請願者 福井市豊町一四〇ノ一 宮下嘉一

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。

第一三三七号 昭和三十八年二月十三日受理
医業類似行為の制度化に関する請願

請願者 滋賀県彦根市辻堂町一八 宮内甚太郎

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。

である。

第一三三八号 昭和三十八年二月十三日受理
医業類似行為の制度化に関する請願(二通)

請願者 滋賀県彦根市高宮町鳥居上 馬場市造外一名

紹介議員 村尾 重雄君

この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。

第一四一二号 昭和三十八年二月十六日受理
医業類似行為の制度化に関する請願

請願者 青森県八戸市青葉町二九ノ一 全国療術師協会 青森県八戸本部内 佐々木啓了

紹介議員 笹森 順造君

この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。

第一四四五号 昭和三十八年二月十七日受理
医業類似行為の制度化に関する請願(二通)

請願者 鹿児島市上荒田町五九一 竹下喜久直外一名

紹介議員 迫水 久常君

この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。

第一四九二号 昭和三十八年二月十八日受理
医業類似行為の制度化に関する請願

請願者 新潟県新井市田町一、七七七 前山太平

紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。

第一四九三号 昭和三十八年二月十八日受理
医業類似行為の制度化に関する請願

請願者 兵庫県相生市相生一、一七五 松田一秀

紹介議員 鹿島守之助君

この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。

第一二九四号 昭和三十八年二月十二日受理
清掃事業改善に関する請願

請願者 長野県松本市高宮町二二九 原田志郎外四百名

紹介議員 林 虎雄君

今日、地方自治体の清掃事業は、すべての面で行きづまり、深刻な事態を招いており、また、そこに働く自治体労働者の労働条件と身分はきわめて劣悪であるから、清掃問題を国民の健康に、文化的な生活を営む基本的な問題としてとらえ、(一)清掃事業を国政上の重要問題として政府が施策を強化すること、(二)清掃事業の手数料を廃止し、自治体の直営事業とするよう法律を改正すること、(三)終末処理施設への補助、交付税増による財政指導、従事員増、自動車等、清掃事業に対する国の財政措置を大幅に増額すること、(四)ゴミ容器的の全世帯無償配布、全戸水洗便所がすみやかに達成できるように、清掃事業に対する要求を積極的に取り上げ財政処置を講ずること、(五)清掃労働者の身分について臨時職員を定数化し、下請け労働者の労働条件改善など行政指導を強化し、交付税法改正に際し基準賃金を大幅に引き上げること、等についてすみやかに適切な措置を講ぜられたいとの請願。

善など行政指導を強化し、交付税法改正に際し基準賃金を大幅に引き上げること、等についてすみやかに適切な措置を講ぜられたいとの請願。

第一二九五号 昭和三十八年二月十二日受理
清掃事業改善に関する請願

請願者 名古屋市中区和区御器所町三ノ二 村上かね外千名

紹介議員 伊藤 顕道君

清掃事業は、国や自治体が公共事業の一環として、完全に処理すべきものと考えられるから、(一)清掃事業を国政上の重要な緊急な事項として、国の施策を考慮すること、(二)清掃事業の手数料を廃止して自治体の直営事業とするよう、法律を改正すること、(三)清掃事業に対する国としての財政措置を大幅に引き上げること、(四)清掃労働者の身分差をなくし、労働条件を改善し、賃金を大幅に引き上げるよう、行政措置を行なうこと等、適切な措置を講ぜられたいとの請願。

清掃事業は、国や自治体が公共事業の一環として、完全に処理すべきものと考えられるから、(一)清掃事業を国政上の重要な緊急な事項として、国の施策を考慮すること、(二)清掃事業の手数料を廃止して自治体の直営事業とするよう、法律を改正すること、(三)清掃事業に対する国としての財政措置を大幅に引き上げること、(四)清掃労働者の身分差をなくし、労働条件を改善し、賃金を大幅に引き上げるよう、行政措置を行なうこと等、適切な措置を講ぜられたいとの請願。

清掃事業は、国や自治体が公共事業の一環として、完全に処理すべきものと考えられるから、(一)清掃事業を国政上の重要な緊急な事項として、国の施策を考慮すること、(二)清掃事業の手数料を廃止して自治体の直営事業とするよう、法律を改正すること、(三)清掃事業に対する国としての財政措置を大幅に引き上げること、(四)清掃労働者の身分差をなくし、労働条件を改善し、賃金を大幅に引き上げるよう、行政措置を行なうこと等、適切な措置を講ぜられたいとの請願。

清掃事業は、国や自治体が公共事業の一環として、完全に処理すべきものと考えられるから、(一)清掃事業を国政上の重要な緊急な事項として、国の施策を考慮すること、(二)清掃事業の手数料を廃止して自治体の直営事業とするよう、法律を改正すること、(三)清掃事業に対する国としての財政措置を大幅に引き上げること、(四)清掃労働者の身分差をなくし、労働条件を改善し、賃金を大幅に引き上げるよう、行政措置を行なうこと等、適切な措置を講ぜられたいとの請願。

清掃事業は、国や自治体が公共事業の一環として、完全に処理すべきものと考えられるから、(一)清掃事業を国政上の重要な緊急な事項として、国の施策を考慮すること、(二)清掃事業の手数料を廃止して自治体の直営事業とするよう、法律を改正すること、(三)清掃事業に対する国としての財政措置を大幅に引き上げること、(四)清掃労働者の身分差をなくし、労働条件を改善し、賃金を大幅に引き上げるよう、行政措置を行なうこと等、適切な措置を講ぜられたいとの請願。

清掃事業は、国や自治体が公共事業の一環として、完全に処理すべきものと考えられるから、(一)清掃事業を国政上の重要な緊急な事項として、国の施策を考慮すること、(二)清掃事業の手数料を廃止して自治体の直営事業とするよう、法律を改正すること、(三)清掃事業に対する国としての財政措置を大幅に引き上げること、(四)清掃労働者の身分差をなくし、労働条件を改善し、賃金を大幅に引き上げるよう、行政措置を行なうこと等、適切な措置を講ぜられたいとの請願。

清掃事業は、国や自治体が公共事業の一環として、完全に処理すべきものと考えられるから、(一)清掃事業を国政上の重要な緊急な事項として、国の施策を考慮すること、(二)清掃事業の手数料を廃止して自治体の直営事業とするよう、法律を改正すること、(三)清掃事業に対する国としての財政措置を大幅に引き上げること、(四)清掃労働者の身分差をなくし、労働条件を改善し、賃金を大幅に引き上げるよう、行政措置を行なうこと等、適切な措置を講ぜられたいとの請願。

清掃事業は、国や自治体が公共事業の一環として、完全に処理すべきものと考えられるから、(一)清掃事業を国政上の重要な緊急な事項として、国の施策を考慮すること、(二)清掃事業の手数料を廃止して自治体の直営事業とするよう、法律を改正すること、(三)清掃事業に対する国としての財政措置を大幅に引き上げること、(四)清掃労働者の身分差をなくし、労働条件を改善し、賃金を大幅に引き上げるよう、行政措置を行なうこと等、適切な措置を講ぜられたいとの請願。

清掃事業は、国や自治体が公共事業の一環として、完全に処理すべきものと考えられるから、(一)清掃事業を国政上の重要な緊急な事項として、国の施策を考慮すること、(二)清掃事業の手数料を廃止して自治体の直営事業とするよう、法律を改正すること、(三)清掃事業に対する国としての財政措置を大幅に引き上げること、(四)清掃労働者の身分差をなくし、労働条件を改善し、賃金を大幅に引き上げるよう、行政措置を行なうこと等、適切な措置を講ぜられたいとの請願。

清掃事業は、国や自治体が公共事業の一環として、完全に処理すべきものと考えられるから、(一)清掃事業を国政上の重要な緊急な事項として、国の施策を考慮すること、(二)清掃事業の手数料を廃止して自治体の直営事業とするよう、法律を改正すること、(三)清掃事業に対する国としての財政措置を大幅に引き上げること、(四)清掃労働者の身分差をなくし、労働条件を改善し、賃金を大幅に引き上げるよう、行政措置を行なうこと等、適切な措置を講ぜられたいとの請願。

清掃事業は、国や自治体が公共事業の一環として、完全に処理すべきものと考えられるから、(一)清掃事業を国政上の重要な緊急な事項として、国の施策を考慮すること、(二)清掃事業の手数料を廃止して自治体の直営事業とするよう、法律を改正すること、(三)清掃事業に対する国としての財政措置を大幅に引き上げること、(四)清掃労働者の身分差をなくし、労働条件を改善し、賃金を大幅に引き上げるよう、行政措置を行なうこと等、適切な措置を講ぜられたいとの請願。

清掃事業は、国や自治体が公共事業の一環として、完全に処理すべきものと考えられるから、(一)清掃事業を国政上の重要な緊急な事項として、国の施策を考慮すること、(二)清掃事業の手数料を廃止して自治体の直営事業とするよう、法律を改正すること、(三)清掃事業に対する国としての財政措置を大幅に引き上げること、(四)清掃労働者の身分差をなくし、労働条件を改善し、賃金を大幅に引き上げるよう、行政措置を行なうこと等、適切な措置を講ぜられたいとの請願。

清掃事業は、国や自治体が公共事業の一環として、完全に処理すべきものと考えられるから、(一)清掃事業を国政上の重要な緊急な事項として、国の施策を考慮すること、(二)清掃事業の手数料を廃止して自治体の直営事業とするよう、法律を改正すること、(三)清掃事業に対する国としての財政措置を大幅に引き上げること、(四)清掃労働者の身分差をなくし、労働条件を改善し、賃金を大幅に引き上げるよう、行政措置を行なうこと等、適切な措置を講ぜられたいとの請願。

清掃事業は、国や自治体が公共事業の一環として、完全に処理すべきものと考えられるから、(一)清掃事業を国政上の重要な緊急な事項として、国の施策を考慮すること、(二)清掃事業の手数料を廃止して自治体の直営事業とするよう、法律を改正すること、(三)清掃事業に対する国としての財政措置を大幅に引き上げること、(四)清掃労働者の身分差をなくし、労働条件を改善し、賃金を大幅に引き上げるよう、行政措置を行なうこと等、適切な措置を講ぜられたいとの請願。

請願者 名古屋市中区新上町二ノ一 小出盛夫外千名

紹介議員 吉田 法晴君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第一三〇五号 昭和三十八年二月十二日受理
元南満洲鉄道株式会社職員中特殊業務に従事し、死亡した者等に対し、軍属として戦傷病者戦没者遺族等援護法適用に関する請願

請願者 青森市筒井桜川五四八 青高公舎内 菊池正

紹介議員 笹森 順造君

この請願の趣旨は、第四七〇号と同じである。

第一四一九号 昭和三十八年二月十六日受理
元南満洲鉄道株式会社職員中特殊業務に従事し、死亡した者等に対し、軍属として戦傷病者戦没者遺族等援護法適用に関する請願

請願者 千葉県船橋市三山町五一ノ一 上田博

紹介議員 伊藤 顕道君

この請願の趣旨は、第四七〇号と同じである。

第一三〇六号 昭和三十八年二月十二日受理
原爆被害者救援に関する請願(二通)

請願者 岐阜市徹明通り六岐阜 県原爆被災者福祉会内 山内正一外一名

紹介議員 小酒井義男君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

ある。

第一三〇七号 昭和三十八年二月十二日受理

原爆被害者救援に関する請願(二通)

請願者 静岡県浜松市高林町四

一三 石井新六外二十一名

紹介議員 山本 杉君

この請願の趣旨は、第一一六一号と同じである。

第一三三六号 昭和三十八年二月十三日受理

原爆被害者救援に関する請願

請願者 広島県安芸郡海田町

檜垣益人

紹介議員 山本 杉君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一三五五号 昭和三十八年二月十三日受理

原爆被害者救援に関する請願

請願者 兵庫県芦屋市松浜町二

一 副島まち子

紹介議員 岸田 幸雄君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一四二〇号 昭和三十八年二月十六日受理

原爆被害者救援に関する請願(四通)

請願者 広島県賀茂郡高尾町高

尾町原爆被害者協議会

内 浅井吾市外三名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第一一九六号と同じである。

第一四七六号 昭和三十八年二月十七日受理

原爆被害者救援に関する請願

請願者 宮城県塩釜市字花立三

四ノ一二宮城県原爆被害者の会内 保田敏雄

外二十六名

紹介議員 高橋進太郎君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一三〇八号 昭和三十八年二月十二日受理

戦傷病者のための単独法制定に関する請願

請願者 埼玉県浦和市高砂町二

ノ一五三財団法人埼玉

県傷病軍人会会長 武

野谷文助

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第一六六号と同じである。

第一四九四号 昭和三十八年二月十八日受理

戦傷病者のための単独法制定に関する請願

請願者 東京都台東区車坂町九

四財団法人東京都傷病

軍人会会長 馬場敏

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第一六六号と同じである。

第一三八八号 昭和三十八年二月十五日受理

人命尊重に関する請願(三十六通)

請願者 徳島県小松島市若井崎

一〇ノ一 野田期子外

九百二十三名

紹介議員 紅露 みつ君

この請願の趣旨は、第五八三号と同じである。

第一四四六号 昭和三十八年二月十七日受理

老人福祉法制定に関する請願

請願者 東京都世田谷区下馬町

二ノ八三 尾形彦外三

百七十七名

紹介議員 迫水 久常君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一四九五号 昭和三十八年二月十八日受理

引揚医師特例試験延期に関する請願

請願者 神奈川県相模原市上溝

五、一六三 八木原武

夫

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第一八八号と同じである。

第一四九六号 昭和三十八年二月十八日受理

生活保護基準大幅引上げ等に関する請願

請願者 東京都墨田区吾嬬町西

二ノ三二 堀藤太郎外

二千四百十四名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第九五号と同じである。

三月十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、清掃法の一部を改正する法律案

(藤田藤太郎君外四名発議)

一、生活環境施設整備緊急措置法案

清掃法の一部を改正する法律案

清掃法の一部を改正する法律案

清掃法(昭和二十九年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「及び犬」を「犬」に改め「死体」の下に「及び政令で定めるその他のもの」を加える。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第五条中「特別清掃地域内の」を削る。

第六条の見出し中「処分」を「収集及び処分等」に改め、同条第一項中「特別清掃地域内」を「政令で定める基準に従い、当該市町村の区域内」に、「一定の計画に従って収集し、これを処分を」収集し、及び処分し、並びに当該市町村の区域内の尿尿浄化槽を掃除」に改め、同項後段を削り、同条第三項中「特別清掃地域内の」を削り、「各別の容器」を「各別に前項の規定により配置された容器」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を次のように改める。

2 前項の基準は、汚物により環境衛生上の支障が生ずることのないように定期的に収集が行なわれ、かつ、収集、処分及び掃除が衛生的に行なわれるように定められなければならない。

3 市町村は、政令の定めるところにより、原則として各戸に、汚物収集のための容器を配置しなければならない。

第七条第一項中「厚生省令の定めるところにより、特別清掃地域において」を削り、「その他の事由により多量の汚物」を「政令で定める量以上の汚物(ふん尿及び尿尿浄化槽内の汚物を除く)」に改め、「占有者に対し」の下に「政令の定めるところにより」を加える。

第八条第一項及び第九条中「特別清掃地域内の」を削る。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第十一条第一号中「特別清掃地域若しくは季節的清掃地域又はこれらの」を「第二十一条の規定により指定された区域以外の地域又は当該」に改める。

第十二条第一項中「特別清掃地域又は季節的清掃地域においては」を削り、同条第二項中「特別清掃地域又は季節的清掃地域において」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(水洗便所等に係る補助)

第十二条の二 市町村は、水洗便所を設け、若しくはくみ取便所を水洗便所に改造し、又は尿尿浄化槽を設ける者に対し、その設置又は改造に要する経費の一部を補助することができる。

2 国は、政令の定めるところにより、前項の補助をした市町村に対し、当該補助に要した経費の二分の一を補助するものとする。

第十五条を次のように改める。

(汚物処分等の委託の禁止)

第十五条 市町村は、汚物の収集、運搬若しくは処分又は尿尿浄化槽の掃除に関する業務を他の者に委託して行なわせてはならない。た

だし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四の規定による委託をする場合は、この限りでない。

第十八条各号列記以外の部分中「左に掲げる費用の一部を補助することができ、左の各号に掲げる経費を補助するものとする。」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一 屎尿消化槽、ごみ焼却場その他の汚物処理施設の設置に要する経費（土地の取得に要する経費を含む）については、その十分の五

二 汚物の収集又は運搬のための容器（第六条第三項に規定する容器を含む）、船舶又は車両の購入に要する経費については、その十分の五

三 政令で定める程度の災害により特に必要となつた清掃を行なうために要する経費については、その十分の五から十分の九まで

四 第一号又は第二号に掲げる施設又は設備の災害復旧に要する経費については、その十分の五から十分の九まで

第二十号 市町村は、手数料その他汚物の収集若しくは処分又は屎尿浄化槽の掃除に対するいかなる対価も徴収してはならない。ただし、土地又は建物の占有者が業務上生じさせた政令で定める量以上の汚物（ふん尿及び屎尿浄化槽内の汚物を除く）を収集し、又は処

分する場合において、条例の定めるところにより手数料を徴収することは、この限りでない。

（指定区域に関する特例）
第二十一条 第六号から第八号まで及び第十二条の規定は、人口密度その他の諸事情を勘案して政令で定める基準に従ひ、都道府県知事が指定する区域については、適用しない。

2 都道府県知事は、季節的に多数人が集まる地域であつて一年のうち一定の期間は前項に掲げる規定を適用する必要があると認められるものについては、期間を定め、同項の区域の指定をすることができ、

第二十二条に見出しとして「（罰則）」を加える。

第二十三条中「及び第十条第二項」及び「第十条第二項の規定により準用される場合を含む。」を削る。

第二十六条中「第二十一条」を「第二十二条」に改める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

（従前の特別清掃地域以外の地域に対する新法の適用）

2 この法律の施行の際現に改正前の清掃法（以下「旧法」という。）第四条に規定する特別清掃地域でない地域については、昭和三十九年三月三十一日までの間は、改正後の清掃法（以下「新法」という。）第六条から第八条まで及び第十二条の規定は、適用しない。

（容器的配置についての経過措置）
3 市町村（特別区の存する区域にあつては、都）は、新法第六条第三項の規定にかかわらず、昭和三十九年三月三十一日までの間は、同項に規定する容器を配置することを要しない。

（汚物取扱業に関する経過措置）
4 この法律の施行の日の前日において、旧法第十五条第一項の許可を受けている者があつたときは、当該許可に係る市町村（特別区の存する区域にあつては、都）は、当該許可を受けた者が汚物の収集（屎尿浄化槽の掃除を含む。）を行なうことができる区域に限り、新法第十五条本文の規定にかかわらず、保健所を設置する市（特別区の存する区域に係る都を含む。）にあつては昭和四十一年三月三十一日まで、その他の市及び町村にあつては昭和四十三年三月三十一日まで、は、他の者に委託して汚物の収集、運搬若しくは処分又は屎尿浄化槽の掃除をさせることができる。

5 前項の委託を受けた者は、当該委託に係る地域について、政令で定める基準に従ひ、汚物を収集し、運搬し、若しくは処分し、又は屎尿浄化槽を掃除しなければならぬ。

6 前項の基準については、新法第六条第二項の規定を準用する。

7 附則第四項の委託を受けた者は、市町村（特別区の存する区域にあつては、都）以下附則第十項において同じ）から当該委託業務に係る報酬を受けるほか、手数料

その他のいかなる名義をもつてするを問はず、当該委託業務に関し、土地又は建物の占有者又は管理者から金品を受領してはならない。

8 前項の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

9 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

10 市町村は、この法律の施行の際現に旧法第十五条第一項の許可を受けている者に対し、附則第四項の委託をするものとする。この場合における委託は、この法律の施行の日から当該許可に附された期限までについてなされるものとする。

（手数料に関する経過規定）
11 この法律の施行前に行なつた汚物の収集及び処分に関する手数料については、新法第二十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過規定）
12 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方自治法の一部改正）
13 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第九号中「特別清掃地域内の」を「汚物収集のための容器を配置し、」に、「一定の計画」を「政令で定める基準」に、「特

別清掃地域において」を「政令の定めるところにより」に改め、並びに汚物取扱業の許可に関する事務を行ひ、」を削る。

別表第二第二号中「一、特別清掃地域内の」を「汚物収集のための容器を配置し、」に、「一定の計画」を「政令で定める基準」に、特別清掃地域において」を「政令の定めるところにより」に、並びに特別清掃地域内及び季節的清掃地域内の必要と認める場所に」を「必要と認める場所に」に改め、並びに汚物取扱業の許可に関する事務を行ひ、」を削る。

別表第三第一号二十の三中「特別清掃地域の除外区域」を「指定区域に関する特例の適用される区域」に改める。

別表第四第二号十四の二を削る。

この法律施行に要する経費 この法律施行に要する経費は、初年度約百六十億円の見込みである。

（目的）
第一条 この法律は、生活環境施設の緊急かつ計画的な整備を促進することにより、生活環境の改善と公衆衛生の向上とに寄与することを目的とする。

（定義）
第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 生活環境施設 次に掲げる施設

別清掃地域において」を「政令の定めるところにより」に改め、並びに汚物取扱業の許可に関する事務を行ひ、」を削る。

別表第二第二号中「一、特別清掃地域内の」を「汚物収集のための容器を配置し、」に、「一定の計画」を「政令で定める基準」に、特別清掃地域において」を「政令の定めるところにより」に、並びに特別清掃地域内及び季節的清掃地域内の必要と認める場所に」を「必要と認める場所に」に改め、並びに汚物取扱業の許可に関する事務を行ひ、」を削る。

別表第三第一号二十の三中「特別清掃地域の除外区域」を「指定区域に関する特例の適用される区域」に改める。

をいう。

イ 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する都市下水道

ロ 清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）第四条に規定する特別清掃地域において収集された尿尿又はごみを処理するために市町村（特別区の存する区域にあつては、都）が設置する施設

二 下水道整備事業 前号イに掲げる施設のうち下水道法第二条第五号に規定する終末処理場以外の施設の設置又は改築に関する事業で、都市計画法（大正八

三 終末処理場整備事業 下水道法第二条第五号に規定する終末処理場の設置又は改築に関する事業で、都市計画法第三条に規定する都市計画事業として実施されるものをいう。

四 尿尿処理施設整備事業 第一号ロに掲げる施設のうち尿尿を処理するための施設の設置又は改築に関する事業をいう。

五 ごみ処理施設整備事業 第一号ロに掲げる施設のうちごみを処理するための施設の設置又は改築に関する事業をいう。
生活環境施設に係る災害復旧事業は、前項第二号から第五号までの規定にかかわらず、下水道整備事業、終末処理場整備事業、尿尿

処理施設整備事業又はごみ処理施設整備事業に含まれないものとす

る。

（整備五箇年計画）
第三条 建設大臣は、昭和三十八年度以降の五箇年間に実施すべき下水道整備事業の計画（以下「下水道整備五箇年計画」という。）の案を、厚生大臣は、昭和三十八年度以降の五箇年間に実施すべき終末処理場整備事業の計画（以下「終末処理場整備五箇年計画」という。）を、昭和三十八年度以降の五箇年間に実施すべき尿尿処理施設整備事業の計画（以下「尿尿処理施設整備五箇年計画」という。）及び昭和三十八年度以降の五箇年間に実施すべきごみ処理施設整備事業の計画（以下「ごみ処理施設整備五箇年計画」という。）の案を、それぞれ作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 下水道整備五箇年計画、終末処理場整備五箇年計画、尿尿処理施設整備五箇年計画又はごみ処理施設整備五箇年計画には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 五箇年間に施行するべき事業の実施の目標
二 五箇年間に施行するべき事業の

3 建設大臣及び厚生大臣は、下水道整備五箇年計画、終末処理場整備五箇年計画又は尿尿処理施設整備五箇年計画の案を作成しようとするときは、下水道の整備の総合的な効果を確保するため、あらかじめ相互に調整を図らなければならない。

らない。

4 建設大臣又は厚生大臣は、第一項の規定により下水道整備五箇年計画、終末処理場整備五箇年計画、尿尿処理施設整備五箇年計画又はごみ処理施設整備五箇年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ経済企画庁長官に協議しなければならない。

5 建設大臣又は厚生大臣は、第一項の規定による閣議の決定があつたときは、下水道整備五箇年計画、終末処理場整備五箇年計画、尿尿処理施設整備五箇年計画又はごみ処理施設整備五箇年計画を、遅滞なく公表しなければならない。

6 第五項の規定は、下水道整備五箇年計画、終末処理場整備五箇年計画、尿尿処理施設整備五箇年計画又はごみ処理施設整備五箇年計画を変更しようとする場合について準用する。

（整備五箇年計画の実施）
第四条 政府は、下水道整備五箇年計画、終末処理場整備五箇年計画、尿尿処理施設整備五箇年計画及びごみ処理施設整備五箇年計画を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、下水道整備五箇年計画、終末処理場整備五箇年計画、尿尿処理施設整備五箇年計画及びごみ処理施設整備五箇年計画に即して、生活環境施設の緊急かつ計画的な整備を行なうように努めなければならない。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

昭和三十八年三月二十二日印刷

昭和三十八年三月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局